焦点

警備情勢を顧みて

第294号・令和５年版

特　集

G7広島サミット警備に係る諸対策

警　察　庁

目　　次

はじめに

第１章　【特集】Ｇ７広島サミット警備に係る諸対策

1　情　勢 …… 1
2　対　策 …… 3

第２章　公安情勢

1　オウム真理教 …… 9
2　極左暴力集団 …… 13
3　右翼及び右派系市民グループ …… 18
4　日本共産党 …… 23
5　大衆運動 …… 26
6　いわゆるローン・オフェンダー …… 30

第３章　外事情勢

1　中　国 …… 31
2　ロシア …… 36
3　朝鮮半島 …… 41
4　経済安全保障に関する取組 …… 49
5　偽情報 …… 52
6　不法滞在者対策 …… 53

第４章　国際テロ情勢

1　イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威 …… 54
2　日本赤軍及び「よど号」グループ …… 56
3　国際テロ対策等 …… 57

第５章　サイバー情勢

1　情　勢 …… 62
2　官民連携の推進及び実態解明 …… 66

第６章　警備実施

1　警戒警備の強化 …… 70
2　警衛・警護 …… 74

第７章　災　　害

1　大規模災害への備え …… 76
2　自然災害の発生状況と警察活動 …… 78

はじめに

本誌では、国の公安又は利益に係る犯罪等の取締り及びこれらの犯罪に関する情報収集並びに重大事案への対処を担う警備警察の取組等について紹介しています。



令和５年（2023年）、我が国では、Ｇ７広島サミット及び16の関係閣僚会合が開催されました。警察では、国民の理解と協力を得つつ、主会場周辺等における警備措置、新たな警護要則に基づく警護措置に加え、テロ等違法行為の未然防止を図る国際テロ対策や公安諸対策、会議の妨害等を目的とするサイバー攻撃への対策等、警察の総力を挙げた各種対策を推進し、国内外要人の身辺の安全及び円滑な進行を確保しました。



一年の治安情勢を振り返りますと、国内では、オウム真理教が、地下鉄サリン事件から28年を経過するも、依然として麻原彰晃こと松本智津夫及び同人の説く教義を存立の基盤とし活動を続け、極左暴力集団は、反戦、反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図り、右翼は、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組みました。

国外においては、ロシアによるウクライナ侵略の長期化、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突の発生などにより、国際情勢が不安定なものとなる中、我が国をめぐっては、中国が尖閣諸島周辺海域に中国公船を継続的に派遣して、領海への侵入を繰り返したほか、北朝鮮は、新型大陸間弾道ミサイルの試験発射を初めて行うなどしました。



サイバー空間では、行政機関、民間事業者、学術研究機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラ等の機能に障害を発生させ、社会経済活動に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案が発生しました。

さらには、地震、大雨等の自然災害により、全国各地で死者を伴う被害が発生しています。

警察では、こうした様々な治安情勢に的確に対応し、テロ等重大事案を未然に防止して公共の安全と秩序の維持を図るため、違法行為の取締り、関連情報の収集・分析に継続して取り組むとともに、機動隊等の対処能力の向上を図るなど各種対策を推進していきます。

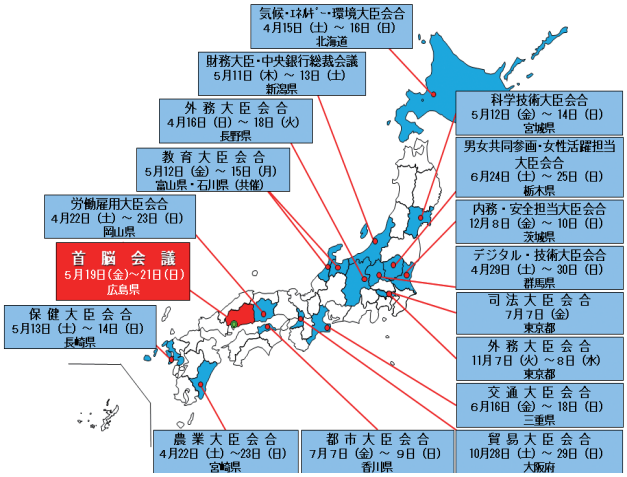
（写真上段）Ｇ７広島サミットに向け警備する警察官（ロイター＝共同）
（写真中段）街頭宣伝活動を行う右翼（３月、東京）
（写真下段）警察用航空機による救出救助
※　掲載内容は、特に記載のある場合を除いて、令和５年12月31日現在のものです。

第1章 【特集】 G７広島サミット警備に係る諸対策

1 情　勢

Ｇ７広島サミットは、令和５年（2023年）５月19日（金）から同月21日（日）までの間、広島県広島市で開催された。

このほか、関係閣僚会合がそれぞれ下左図の日程で開催され、日本で開催されたサミットとしては過去最多の16の関係閣僚会合が16都道府県において開催された。



2023年Ｇ７広島サミット等開催地一覧



Ｇ７広島サミット（５月、広島）
（首相官邸ＨＰ）

警察では、Ｇ７広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事（以下「Ｇ７広島サミット等」という。）において、国民の理解と協力を得つつ、全国警察の総力を挙げて、総合的な警備諸対策を推進し、国内外要人の身辺の安全及び円滑な進行を確保した。

(1) 国際テロ情勢

世界各地でテロが相次いで発生し、海外で邦人や我が国の権益がテロの被害に遭うなど、我が国に対する国際テロの脅威は継続している。

そうした中、Ｇ７広島サミット等の開催をめぐっては、各国の要人が同じ時期に集中して来日すること、イスラム過激派組織がテロの標的とするこれらの国の権益が我が国には多数存在することなどから、テロが国内で発生する可能性も否定できない状況であった。



ロンドンの爆弾テロ事件で破壊されたバス
（Avalon/時事通信フォト）

過去には、平成17年（2005年）７月、Ｇ８グレンイーグルズ・サミット（英国）開催時にロンドンで爆弾テロ事件が発生し、52人が死亡（自爆犯４人を除く）、約700人が負傷した。

こうした大規模な国際会議は、世界的に大きな注目を集めることに加え、会場等が広範囲にわたるため警察措置が難しく、テロの標的になりやすい傾向にあるなど、厳しい状況下での開催となったが、テロの未然防止に向けた関連情報の収集や水際対策等に取り組んだ結果、Ｇ７広島サミット等の進行に影響を及ぼすようなテロ等違法行為の発生はなかった。

(2) サイバーテロ情勢

近年、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢にあり、世界の注目を集めるＧ７広島サミット等をめぐっては、会議の妨害、我が国の信用失墜、情報の窃取等を目的としたサイバー攻撃の発生が懸念された。

Ｇ７広島サミット等の開催期間中には、関係自治体のウェブサイトや大手検索サイトに閲覧障害の発生が確認されたほか、ＳＮＳ上でハクティビストと思われるアカウントからの犯行を示唆する投稿が確認されるなど、サミット開催の機会を狙った可能性のある動きが見られたものの、Ｇ７広島サミット等の進行に影響を及ぼすようなサイバー攻撃の発生はなかった。

(3) 公安情勢

① 極左暴力集団

極左暴力集団は、それぞれ機関紙において、「Ｇ７広島サミット粉砕」などと主張し、各派ごとにＧ７広島サミットに反対する集会、デモ等に取り組んだ。



Ｇ７広島サミットに対する抗議行動
（ＥＰＡ＝時事）

中核派は、Ｇ７広島サミットの直前期から開催期間中にわたり、広島市内で大規模な集会、デモ等に取り組み、特に同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）の活動家等は、ヘルメットを着用したスクラムデモによって存在感のアピールを図った。

また、革労協主流派及び反主流派は、開催期間中に広島市内でそれぞれ集会やデモに取り組んだほか、革マル派は、広島市内で集会やデモは行わなかったものの、開催期間中に東京及び大阪で抗議行動に取り組んだ。

② 右翼等

右翼等は、Ｇ７広島サミットの開催期間中に、延べ25団体57人８台が、広島市内でサミット会場等への接近・徘徊、ハンドマイク街宣等に取り組んだ。

このうち、反米を主張する右翼は、米国大統領の行き先地周辺で、横断幕を掲げて抗議行動に取り組んだ。

その他の右翼は、Ｇ７広島サミットに開催賛成の立場である一方、ロシア、中国、韓国、北朝鮮と我が国との外交問題等を捉えて、各国を批判したハンドマイク街宣に取り組んだ。

また、関係閣僚会合においては、車両街宣や横断幕を掲げたスタンディングアピール等にも取り組んだ。

③ 大衆運動

Ｇ７広島サミットでは、反戦や反核等を主張する勢力が、サミットを抗議の対象として、広島市内や都内で、集会やデモに取り組み、広島市内での取組では、海外の活動家も参加するなど、国際的な連携がみられた。

また、環境保護等を主張する勢力は、世界中の注目が集まるＧ７広島サミットをアピールの場として捉え、脱化石燃料を訴えるなど、各種アピール行動に取り組んだ。



Ｇ７広島サミットを捉えたアピール行動
（時事）

2 対　策

(1) 警備体制の確立

警察庁では、Ｇ７広島サミット等の開催に伴う警察措置に万全を期するため、令和４年７月15日、警察庁次長を長とする「Ｇ７広島サミット等警備対策推進室」を設置したほか、関係警察においては、サミット対策課又は警備対策室等を設置して警備諸対策を推進した。


広島市内における警戒（５月、広島）

Ｇ７広島サミット等が開催された都道府県警察では、全国警察から派遣された部隊を含め所要の警備体制を構築した。また、広島県警察では、Ｇ７広島サミットに参加する国内外要人の安全を確保するため、全国の警備実施担当者を集めて実践的訓練を実施するなどして、警備体制を強化したほか、関係警察においては、銃器対策部隊等のテロ対処部隊の対処能力の更なる向上を図った。

(2) 警備措置

① 主会場周辺等における警備措置

主会場であるグランドプリンスホテル広島が所在する宇品島につながる橋周辺においては、厳重な警戒を実施するとともに、入島に際して危険物等の有無を確認したほか、宇品島に所在する事業者等に対しても警戒警備のための協力を依頼した。

また、主会場のある宇品島が海に面していることから、海上保安庁とも協力した上で、海上の警戒を実施した。

② 警護措置

Ｇ７広島サミットには、バイデン・米国大統領、ゼレンスキー・ウクライナ大統領等、16の国及び８国際機関から多数の要人が参加[注]した。


要人車列の警備状況（５月、広島）

令和４年には、奈良県奈良市において、警護対象者である安倍元首相が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生し、これを受けた警護の検証・見直しが行われ、新たな警護要則が制定された。Ｇ７広島サミットでは、この新たな警護要則に基づき、警察庁の関与の下、広島県警察において的確な警護計画を作成するとともに、その警護計画に基づき、一元的な指揮の下で警護を実施した。

③ 経空テロ対策・小型無人機対策

有人航空機を悪用したテロ等を未然に防止するため、警察、国土交通省及び防衛省を中心に関係省庁が連携して協議を重ね、主会場であるグランドプリンスホテル広島を中心とする半径25海里（約46キロメートル）の区域が航空法に基づく飛行制限区域に設定された。また、民間航空機の飛行中におけるハイジャック対策を一層強化するため、スカイ・マーシャルによる警戒を強化した。

注　オンライン参加を含む。

さらに、Ｇ７広島サミットの開催期間中における違法な小型無人機の飛行を防止するため、小型無人機等飛行禁止法注に基づき、主会場、平和記念公園等の対象施設周辺における小型無人機等の飛行が禁止された。同法による規制に加え、広島県において、Ｇ７広島サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例が制定され、主会場であるグランドプリンスホテル広島が所在する広島市南区元宇品町及びその周囲おおむね2,500メートルの地域、広島空港及びその周囲おおむね1,000メートルの地域等の対象地域での小型無人機の飛行が禁止された。

警察では、関係省庁及び広島県と連携しながら、小型無人機等飛行禁止法等の関係法令を住民や観光客に周知したほか、操縦者が利用するおそれのあるビルや敷地等の管理者に対し、出入口の施錠の徹底を働き掛けるなどの対策を実施した。



ドローン飛行禁止ポスター

さらに、対象施設周辺の警戒の実施による不審者の発見や、上空に対する警戒による主会場等の対象施設の周辺上空を飛行する小型無人機の早期発見に努めたほか、違法に飛行する小型無人機を発見した場合にその危害を防止することができるよう、対処資機材を活用した警戒を行った。

④　水上警備対策

主会場が所在する宇品島周辺海域のうち、要人の移動経路に面した河川河口海域、要人の視察場所となった宮島の周辺海域及び要人が乗船する船舶の移動経路の周囲海域において、警備艇を運用した警戒を実施した。また、平和記念公園周辺河川においても、ゴムボートによる警戒を実施した。

なお、海上については、海上保安庁との緊密な連携の下、警察・同庁双方の船舶による連携した警戒を実施した。


ゴムボートによる警戒（５月、広島）

注　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

(3) 官民連携と国民の理解と協力の確保

① 官民連携

広島県警察では、平成30年９月に官民一体となったテロ対策を推進するために設立した「広島県テロ対策パートナーシップ推進会議」等の場を活用し、官民連携によるテロ対策の取組について、関係機関・団体に対する情報共有を行ったほか、同推進会議の枠組みを活用し、不特定多数の者が集まる大規模集客施設や公共交通機関におけるテロ対処合同訓練を実施した。



Ｇ７広島県テロ対策パートナーシップ推進会議（４月、広島）

② 国民の理解と協力の確保

Ｇ７広島サミット等の警備に伴い、警察においては、大規模かつ長時間に及ぶ交通規制や広範囲にわたる警戒警備を実施した。こうした取組は、地域住民をはじめ国民の生活に少なからず影響を及ぼすものであったが、テロ等違法行為の未然防止やＧ７広島サミット等の開催期間中における安全かつ円滑な交通の確保のためには必要不可欠なものであった。

そこで、警察庁では、関係省庁等と連携しながら、こうした取組に対する国民の理解と協力を得るべく、テロや不審者等に関する情報提供の依頼等と併せて、政府広報やホームページを活用した広報を実施した。

このほか、広島県警察では、ポスターやＳＮＳ等各種広報媒体を活用した積極的かつ分かりやすい広報活動を推進したほか、地元の民間事業者やインフラ事業者等が参加するＧ７広島サミット関連の会議等に参画し、交通規制等の取組について情報発信を行った。また、主会場等所在地域の住民・企業に対し、繰り返し説明会を実施し、意見や要望を聴取するなどして、地域住民や地元事業者の理解と協力の確保に努めた。



ポスター（広島県警察作成）


自治体職員に対し説明する状況（５月、広島）

⑷　国際テロ対策

警察では、テロ等違法行為の未然防止を図ることをＧ７広島サミット等警備の基本方針の一つとして掲げ、外国治安情報機関及び国際・国内関係機関との緊密な連携の下、各種テロ対策を行った。

①　外国治安情報機関との連携

海外を拠点とするテロリストの活動状況の全容を我が国のみで把握することは困難であることから、Ｇ７広島サミット等に対するテロの脅威を的確に把握すべく、外国治安情報機関と緊密な情報交換を行い、総合的なテロ関連情報の収集・分析を行った。

②　国際・国内関係機関との連携

テロリストの入国を阻止するため、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）、出入国在留管理庁、税関等の関係機関との情報共有体制を確立するとともに、関係機関と連携し、事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ[注1]）、外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ[注2]）、乗客予約記録（ＰＮＲ[注3]）等を活用するなど、効率的かつ効果的な水際対策を行った。また、国内における不審者や組織に対するテロ関連情報収集に関し、国内関係機関との連携を強化した。

⑸　サイバー攻撃対策

警察では、関係機関・団体等と連携して、Ｇ７広島サミット等をめぐるサイバー攻撃及び攻撃者に係る情報収集・分析を推進した。また、開催場所等を管理する事業者、電力、ガス、空港等の重要インフラ事業者等に対するサイバーセキュリティ対策状況の確認及び助言を実施するとともに、自治体、関係施設の管理者等とのサイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を実施するなど、官民が連携したサイバー攻撃対策を推進した。



Ｇ７広島サミットに向けたサイバー攻撃共同対処訓練

注１　Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム
注２　Biometrics Immigration Identification & Clearance Systemの略。来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム
注３　Passenger Name Recordの略。航空券を利用して入国する旅客の予約情報

⑹　公安諸対策

①　極左暴力集団対策

警察では、「テロ、ゲリラ」事件を未然に防止するため、極左暴力集団に対する情報収集活動を強化し、各種違法行為に対する事件捜査を徹底するとともに、マンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進した。

また、極左暴力集団が、過去に我が国で開催された国際会議に対する抗議行動に取り組んでおり、Ｇ７広島サミット等においても、過激な抗議行動や違法行為の発生が懸念されたことから、情報収集活動の強化等の各種対策を推進した。

極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、警察は、Ｇ７広島サミットの開催に併せて広島市内で中核派が取り組んだ抗議行動において、当該サミットの警戒警備に従事していた警察官に暴行を加えた同派系全学連活動家２人を公務執行妨害罪で逮捕した（広島）。

②　右翼等対策

右翼等は、Ｇ７広島サミット及び関係閣僚会合の開催に合わせて、会場等への接近・徘徊、ハンドマイク街宣等に取り組んだ。

これらの取組に対し、全国の警察が一体となった諸対策を推進した結果、各会場周辺において右翼等の違法行為の発生はなかった。

③　大衆運動対策

警察では、大衆運動に伴う違法行為を未然に防止するために、情報収集活動を徹底するとともに、海外の過激な勢力の来日に的確に対応するため、関係機関と緊密に連携し、水際対策を推進した。

その結果、Ｇ７広島サミットの開催地における大衆運動の一部の取組で、海外の活動家との連携はみられたが、違法行為や過激な抗議行動の発生はなかった。



抗議行動に伴う警備状況（ＥＰＡ＝時事）

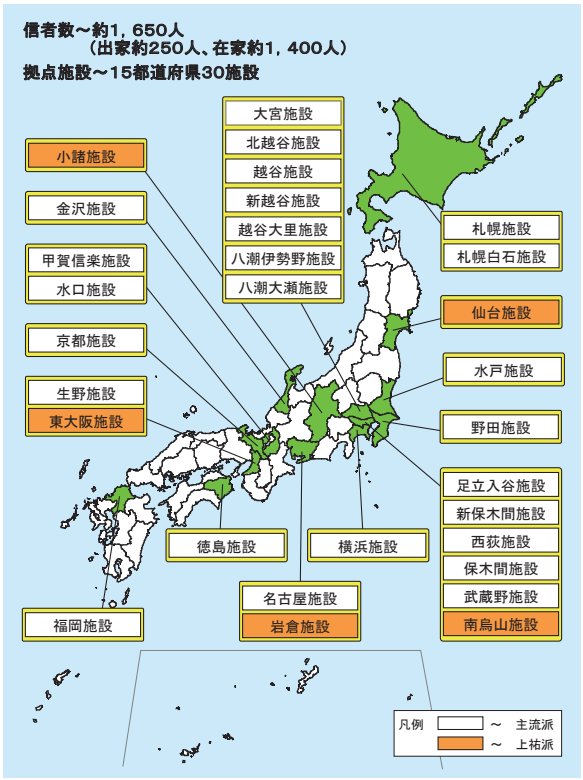
第2章 公安情勢

1 オウム真理教

(1) 教団の状況

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）への絶対的帰依を強調する「Aleph（アレフ）」をはじめとする主流派と、松本の影響力がないかのように装う「ひかりの輪」を名のる上祐派が活動している。

現在、教団は、15都道府県に30か所の拠点施設を有し、信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。



オウム真理教の拠点施設

① 松本への絶対的帰依を強調する主流派

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真を拠点施設の祭壇に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のＤＶＤを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行等に取り組ませたりするなど、松本への絶対的帰依を強調して「原点回帰」路線を徹底している。

また、「Aleph（アレフ）」は、松本の二男の教団復帰をめぐって生じた内紛の後も、二男の教団復帰を支持する最高幹部を中心とした執行部によって統制されている。これまでのところ、松本の絶対的な地位を前提とする方針や指導体制に、変化は確認されていない。

なお、執行部により排除された一部の信者は、松本及び同人の説く教義を基盤としながら、「Aleph（アレフ）」とは一定の距離を置いて活動を継続しているとみられる。

今後も主流派は、松本が依然として絶対的な存在であることを強調するとともに、同人の説いた教義に沿った運営を行いながら、組織の拡大及び統制を図っていくものとみられる。

② 松本の影響力払拭を装う上祐派

上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の「反省・総括」を掲載して松本からの脱却を強調するなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、上祐史浩代表が出演するトークイベントにおいて著名人との対談を積極的に受け入れるなどして、「開かれた教

団」のアピールに努めている。また、同派は、宗教団体ではなく「思想哲学の学習教室」であるとして、一部法具等の使用停止や祭壇の廃止等、組織の刷新をアピールしている。

今後も上祐派は、松本からの脱却を装いながら、団体規制法[注]に基づく観察処分の適用回避に取り組み、組織の維持を図っていくものとみられる。

③　団体規制法に基づく処分状況

ア　観察処分

令和３年（2021年）１月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を３年間（令和６年１月末まで）更新する決定を行った。同処分に基づき、教団に対し、３か月ごとに役職員の氏名・住所・役職、構成員の氏名・住所、土地・建物の所在、資産、負債等を公安調査庁長官に報告する義務が課されているほか、公安調査官による教団施設への立入検査が行われている。

この決定に対し、主流派及び上祐派は、それぞれ観察処分の取消しなどを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起している。

イ　再発防止処分

「Aleph（アレフ）」は、観察処分に伴う公安調査庁長官への報告内容がかねてから不十分であったことに加え、令和２年２月の報告以降、収益事業の資産等報告すべき事項の一部についても報告を行わず、公安調査庁による是正指導にも応じていない。

このため、令和５年１月、公安調査庁長官は、「Aleph（アレフ）」の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の把握が困難となっているとして、公安審査委員会に再発防止処分の請求を行い、同年３月、同委員会は同処分を行う決定をした。これにより、「Aleph（アレフ）」は６か

【再発防止処分概要】

▶　再発防止処分の内容（第８条第２項）

１号　土地又は建物の新規取得又は借受けの禁止
２号　土地又は建物の全部又は一部の使用禁止
３号　無差別大量殺人行為の関与者等の活動禁止
４号　団体による信者の勧誘又は脱退妨害の禁止
５号　財産上の利益の受贈与の禁止又は制限

▶▶▶　６月を超えない期間を定めて、左記各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる

▶▶▶　今次決定された処分は2号及び5号

※　第９条第１項・第２項で、団体の役職員・構成員は「当該処分に違反する行為をしてはならない」と規定

▶　罰則

第38条　役職員又は構成員等の禁止行為違反の罪（再発防止処分に違反する行為を禁止）
▶▶▶　2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第40条　標章損壊等の罪（土地又は建物の使用禁止に関する標章を損壊、汚損してはならない）
▶▶▶　50万円以下の罰金

注　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

月間、土地・建物の全部又は一部の使用及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けることが禁止された。

しかし、以降も「Aleph（アレフ）」は不十分な報告を続けたため、同年７月、公安調査庁長官は処分の継続が必要と判断し、改めて再発防止処分の請求を行い、同年９月、公安審査委員会が令和６年３月20日までを期限とする同処分を行う決定をした。

④　組織拡大に向けた動向

主流派は、教団名を秘匿し、街頭や書店において声掛けを行っているほか、ＳＮＳを利用し宗教色を感じさせないヨーガ教室等の各種イベントを開催するなど、青年層を中心に接触を図り、新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している上祐代表の説法会や「集中セミナー」、各地の神社仏閣や自然を訪ねる「聖地修行」等の行事への参加を呼び掛けるとともに、様々なメディアを通じて同派の活動を積極的に発信するなどして、信者の獲得を図っている。

【事例】主流派「Aleph（アレフ）」による勧誘活動

導　入	人間関係の構築	入　信
○　教団による一連の事件を知らない青年層が主な対象 ○　街頭や書店での声掛け、ＳＮＳや友人等を通じ、宗教やヨーガ等に興味を持つ者に接近、喫茶店等で接触	○　教団名を秘したまま、十数回にわたり宗教やヨーガ等を講義 ○　被勧誘者の関心や悩みを聞き出し、相談を受けながら、人間関係を構築	○　教団による一連の事件は国家ぐるみの陰謀と説明 ○　松本の偉大性等を講義 ○　教団に対する抵抗感がないことを確認した上で教団名を告知し、入信させる

⑤　遺骨を巡る動向

平成30年（2018年）７月の松本の死刑執行後、松本の遺骨等の引渡しをめぐって松本の家族間で争われていた祭祀承継審判については、令和３年７月の最高裁判所決定により、松本の二女が祭祀承継者に確定した。

その後も、遺骨等は国により保管されているが、令和４年10月、二女が国に対し、遺骨等の引渡しを求めて東京地方裁判所に提訴した。これに対し国側は、遺骨等について二女側が保管の場所や方法を示しておらず、二女ら関係者の安全性に懸念があるなどと主張し請求棄却を求めており、現在も係争中である。

(2) オウム真理教対策の推進

教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められる。警察では、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進している。

令和５年中は、団体規制法に基づく公安調査庁の立入検査に際し、再発防止処分により使用を禁じられている道場において、検査の様子をビデオ撮影したり、大声を上げたりして検査を妨げた主流派出家信者３人を団体規制法違反（禁止行為違反（再発防止処分違反）・検査妨害）で検挙したほか、別の出家信者１人についても、検査対象物件を抱え込むなどして検査を拒んだ団体規制法違反（検査拒否）で検挙した（12月、大阪）。



広報用チラシ

また、地下鉄サリン事件から28年が経過し、教団に対する国民の関心が薄れ、一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為の検挙事例や警戒活動等、教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して情報発信を行っている。さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望も踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

オウム真理教による主な事件

事件名	発生日	死者数及び負傷者数
①弁護士一家殺害事件（殺人）	平成元年11月４日	死者３人
②松本サリン事件（殺人・殺人未遂）	平成６年６月27日	死者８人　負傷者約140人
③公証役場事務長逮捕監禁致死事件（逮捕監禁致死・死体損壊）	平成７年２月28日	死者１人
④地下鉄サリン事件（殺人・殺人未遂）	平成７年３月20日	死者13人　負傷者5,800人以上 ※　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に基づき給付金の支給を受けた被害者数 なお、令和２年３月に更に１人が死亡

2 極左暴力集団

(1) 革マル派

革マル派は、令和５年中も引き続き、創始者である故黒田寛一前議長が提唱した理論を継承し、労働運動や大衆運動を通じて組織の維持・拡大を図った。

同派は、「「暗黒の21世紀」世界を生き苦悩し闘う労働者人民の精神的武器」と位置付ける「黒田寛一著作集」(全40巻）の第15巻から第17巻を刊行したほか、「わが同盟は革マル派結成直後から、同志黒田を先頭にして労学両戦線における同志たちの組織実践を教訓化することをつうじて組織現実論を開拓してきた」、「同志黒田と先輩同志たちの血の滲むような苦闘に支えられて創造されてきた組織現実論こそは、まさに世界に誇るべきものなのである」などと主張するなど、故黒田前議長が提唱した理論に依拠した「組織建設」を訴えた。


「労働者・学生統一行動」(６月、東京)

また、令和２年に、同派の一部活動家が「革共同革マル派（探究派）を結成した」と表明した動きに対して、革マル派は、機関紙「解放」で「この反革命分子を速やかに吹きとばしてやろう」などと、また、探究派も「「革マル派」の腐敗を暴きだし、その解体を通じて、プロレタリア革命の党を創造する」などと批判するなど、令和５年中も引き続き相互に批判を繰り返す動きを見せた。

労働運動においては、日本労働組合総連合会（連合）及びその加盟労組の指導部を批判し、自らの主張の正当性をアピールすることで同調者の獲得を図った。このうち、連合に対しては、「春闘を政労使協議に解消する「連合」労働貴族を弾劾し闘おう」、日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）に対しては、「ＪＰ労組本部による「事業の持続性確保」のための労使協議への歪曲を許すな」、日本教職員組合（日教組）に対しては、「「文科省のパートナー」となりはてた日教組本部の闘争放棄と歪曲を左翼的にのりこえるかたちで推進する」などと、それぞれ指導部に対する批判を展開した。また、各地のメーデー会場周辺では、参加者に対して、連合等の労組指導部を批判するビラ及び機関紙「解放」を配布し、同派への結集を呼び掛けた。

大衆運動においては、「改憲・大軍拡阻止」、「日米グローバル同盟反対」などと主張し、政権打倒や反戦等を訴えて、集会、デモ等に取り組んだ。

また、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる情勢を捉えて、「ウクライナへの大規模攻撃弾劾」、「「プーチンの戦争」を打ち砕け」などとロシアを批判し、各地で集会、デモ等を行うなど、積極的に抗議行動を展開した。

さらに、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉えては、「イスラエルのガザ総攻撃弾劾」などと主張し、イスラエル大使館をはじめ各地で抗議行動を展開すると

ともに、同年11月に都内で開催されたＧ７外務大臣会合当日には、都内で集会、デモに取り組んだ。

大衆団体が主催する国会前抗議行動等、社会の耳目を引く取組では、参加者に対して自派の主張を掲載したビラを配布した。普天間飛行場の名護市辺野古移設に対しては、「辺野古新基地建設阻止」などと主張して、現地で取り組まれる抗議行動に活動家を参加させた。同派は、こうした取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

また、同派は機関紙「解放」の「新入生歓迎特集」を発行し、「新入生は今こそ起ちあがろう」などと訴えるなど勧誘活動に力を入れ、若者の獲得に向けた取組を強化した。同年10月には、同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）が、「第93回定期全国大会」を開催し、執行部体制を確立した上で「革命的学生運動の怒濤の前進を切り拓く闘いの指針と組織体制を、本大会をつうじてうち固めた」などと主張した。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）と東日本旅客鉄道労働組合（ＪＲ東労組）については、同年６月にそれぞれ定期大会を開催し、引き続き、同派創設時の副議長である故松崇明元ＪＲ東労組会長が提唱した労働運動理論に基づき組合活動を進めていく方針を決定した。

同派は、今後も故黒田前議長の「遺志」継承を訴えながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派

中核派（党中央）は、令和５年中、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持しつつ、「反戦闘争を軸とする階級的労働運動、学生運動、あらゆる大衆運動をこの方向に向かって組織することが、党の基本任務」などと主張し、「Ｇ７サミット粉砕広島現地闘争」などに取り組んだ。



「11・19全国労働者総決起集会」(11月、東京)

同派は、令和４年２月に開催された「第８回全国大会」以降、反戦闘争に更に重点を置く動きがみられ、令和５年１月に発行された同派機関紙「前進（新年特別号）」では、「今や階級闘争の最大の焦点は戦争であり、革命的共産主義の党と労働者階級の基本的任務は、この帝国主義の戦争を革命的内乱に転化すること」と提起している。さらに、同年８月に開催された「第31回全国委員会総会」では、「帝国主義そのものを打倒する革命に向かって労働運動＝反戦闘争を闘わなければならない。反戦闘争＝反帝国主義闘争が党の第一の任務である」と提起するとともに、清水丈夫議長が同総会において、反戦闘争について「最後的には内乱に勝利するまで発展する。革命に勝利するところにまで行き着くような闘いを、われわれは今から始

める」と発言し、反戦闘争を「最大の基本的政治的任務」に据え、各種闘争に取り組んでいくことを確認するなど、反戦闘争への傾倒が顕著となった。

また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を捉えて、「徹底断罪されるべきは米帝＝イスラエルとその同調者・擁護者どもであることは明白」としつつ、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃を「10・７蜂起は、パレスチナを蹂躙し続けた米帝＝イスラエルと全帝国主義に対する渾身（こんしん）の弾劾」として擁護するとともに、「日本労働者階級は、パレスチナ人民の民族解放・革命戦争と固く連帯し、反戦闘争の巨大な爆発でこれに応えなければならない」と訴えた。

国鉄闘争においては、同年６月に、都内で「国鉄闘争全国運動 2023 ６・18全国集会」を、同年11月に、都内で「11・19全国労働者総決起集会」を開催し「戦争を絶対に阻む階級的労働運動をよみがえらせる闘いの土台に国鉄闘争がある」などと主張した。

また、同年８月、東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出を「日帝の狙いは原発推進と核武装」と捉え、反戦闘争と関連づけた上で、「福島とアジア・世界の人民の反対の声を踏みにじる汚染水放出強行の暴挙は、核エネルギーにすがるほかに延命の道がない日帝の絶望的凶暴化を示している」、「岸田が中国への排外主義の大宣伝をもって汚染水放出の国家犯罪を全面的に居直る以上、汚染水放出即時中止・全原発廃炉へ闘い抜くためには、中国侵略戦争－世界戦争に突き進む日帝を内乱・革命で打倒する立場に立ちきる以外ない」などと主張し、福島県浪江町で「８・24現地緊急抗議闘争」に取り組んだ。

渋谷暴動事件（昭和46年（1971年）11月14日）において警備中の警察官を殺害するなどして指名手配され、平成29年に逮捕、起訴された同派活動家大坂正明の公判をめぐっては、同派は「大坂裁判で決定的に明らかになったことは、大坂同志が闘った1971年11・14渋谷暴動闘争の圧倒的正義性だ」、「大坂同志は、国家権力の凶暴な弾圧と52年にわたり不屈に闘い続け、「革命を必ずなしとげる非転向の党」「戦時に国家権力と闘って勝利する党」を身をもって示している」などと主張し、同人の無罪及び自派の正当性を訴える集会、デモ等に取り組んだ。

選挙闘争においては、令和５年４月に行われた東京都の杉並区議会議員選挙に、現職杉並区議会議員である同派活動家洞口朋子を擁立し、「杉並から戦争とめよう」などと訴えて再選を果たした。

同派は、「誰よりも革命を求め、その勝利の道を最先頭で切り開くのは、いつの時代も青年世代である」とした上で、「革共同の「青年・学生の党」への飛躍と変革を大胆に推し進めよう」と訴え、若者の獲得に向けた取組を強化し、ＳＮＳや動画共有サイト上で機関紙の内容を解説する「前進チャンネル」や機関紙「前進」のカラー版号外を勧誘活動に積極的に活用した。

同派系の全日本学生自治会総連合（全学連）は、「三里塚強制執行阻止決戦（２月）」、「Ｇ７広島サミット粉砕決戦（５月）」でヘルメットを着用した抗議行動に取り組み、同状況を動画配信するなど、同調者の獲得を図るとともに、同年９月には、「全学連第84回定期全国大会」を開催し、新執行部体制（委員長：沖縄大学、書記長：京都大学、副委員長：学習院大学、広島大学２人）を確立（全て再任）した。

また、同派は、令和４年８月に開催した「第29回全国委員会総会」において、東北地方委員

会に端を発する組織内問題を捉え「解党主義的・反党的な活動を続ける「ＥＬ５派」と完全に組織的に決別する」と公表するとともに、令和５年８月に開催された「第31回全国委員会総会」においても、「革共同から脱落・逃亡し排外主義へ転落した「ＥＬ５」派は、（中略）３・11闘争を分裂させた」などと訴えており、継続した組織内対立動向がみられる。

平成19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、他党派との共闘・連携や大衆運動を通じた組織拡大を目指し、原発再稼働、憲法改正、普天間飛行場の名護市辺野古移設等をめぐる問題を捉えて取り組まれる集会、デモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

党中央は、「反戦闘争としての反戦闘争」をスローガンに掲げ、今後、反戦闘争を軸に、改憲阻止、原発問題を中心とした各種闘争を継続しつつ、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派も、原発再稼働反対や反戦・反基地闘争等に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(3) 革労協

革労協主流派は、令和５年中も、「農地強奪実力阻止」、「空港拡張粉砕」をスローガンに、成田闘争を重点に取り組んだ。同派は、三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「北原グループ」という。）が主催する闘争に参加するとともに、独自の集会、デモ等に取り組んだ。また、同年８月における東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出を捉え、「放射能汚染水海洋投棄弾劾」などと主張し、抗議行動に取り組んだ。このほか、同派内で発生した部落差別問題等を受け、依然として自己批判に取り組んでいることを機関紙で明らかにした。


革労協反主流派のデモ（５月、宮城）

革労協反主流派は、令和５年中も、反戦・反基地闘争に重点を置き、ソマリア沖海賊対処行動や自衛隊演習場における米軍の実弾射撃訓練、普天間飛行場の名護市辺野古移設を批判し、集会、デモ等に取り組んだ。また、原子力発電所の再稼働や建設に反対し、現地に活動家を動員して抗議行動に取り組んだ。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む闘争課題の情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(4) 成田国際空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社と北原グループとの間では、航空機の運航と成田国際空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡し裁判等が依然として争われている。



強制執行の状況（共同通信社）

令和５年２月、成田国際空港用地内に北原グループが設置したやぐら等が強制執行により撤去される際、警察官の職務を妨げたなどとして、公務執行妨害罪で活動家３人が逮捕されたほか、その後の捜査により、同年５月には、窃盗罪及び公務執行妨害罪で活動家６人がそれぞれ逮捕された。また、北原グループが主催する「全国総決起集会」が、同年10月に開催され、極左暴力集団は、成田国際空港の第３滑走路建設に向けた準備工事に対し、「農村を破壊し騒音被害を拡大するのみならず、成田空港の軍事利用をねらいとするもの」などと主張した。

極左暴力集団は、今後も、成田闘争に取り組み、土地明渡し裁判等の進捗状況を捉え、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為を引き起こすおそれがある。

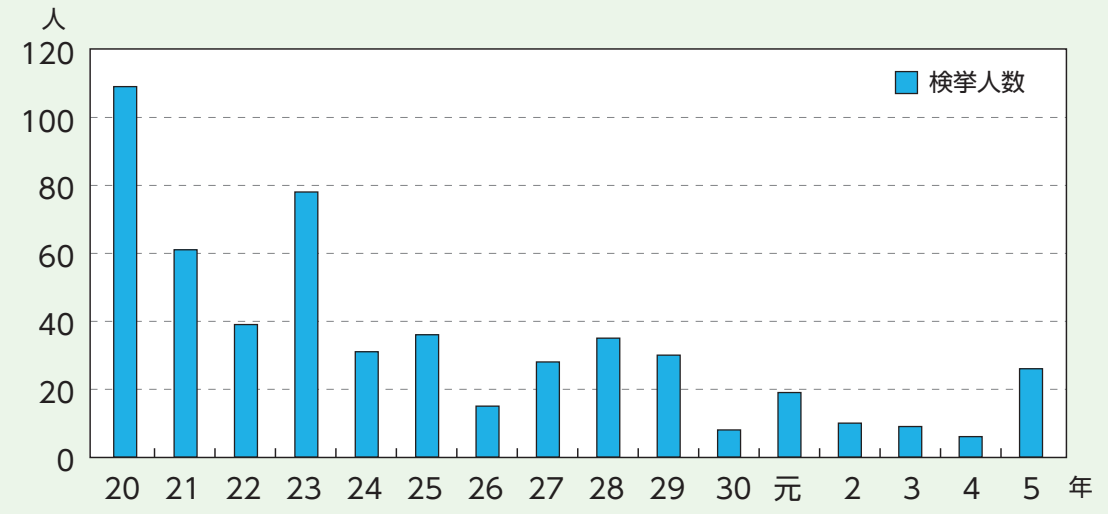
(5) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査やマンション、アパート等にある非公然アジトの発見に向けた活動を推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ウェブサイトをはじめとする各種媒体を活用した広報活動を推進し、令和５年中、極左活動家26人を検挙した。

検挙した例を挙げると、同年３月、革労協反主流派活動家と共謀の上、第三者に利用させる意図を秘して携帯電話機を詐取するなどした同派最高幹部１人を詐欺罪等で逮捕した（大阪・福岡）。

また、同年４月、警察署で取扱いを受けた際に偽名で上申書を作成するなどした革労協主流派非公然活動家１人を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕するとともに、同派非公然アジトを摘発し、さらに、同年11月、偽名宿泊をした同派非公然幹部活動家１人を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕した（警視庁）。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。



年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
検挙人員	109	61	39	78	31	36	15	28	35	30	8	19	10	9	6	26

極左事件の検挙状況（平成20年～令和５年）

3 右翼及び右派系市民グループ

(1) 右翼の抗議・糾弾活動

① 抗議活動の状況

右翼は、令和５年中、領土問題、歴史認識問題等をめぐり、各種行事等において、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。



街頭宣伝活動を行う右翼（３月、東京）

中国をめぐっては、尖閣諸島周辺における中国海警局に所属する船舶の動向を捉え、「中国は、尖閣諸島で我が国の領海侵犯を繰り返しているが、これが国交を結ぶ国のやることか」などと批判したほか、東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出に対する反応を捉え、「福島処理水に対する我が国への批判は、科学的根拠に欠く。支那中国の経済不安を隠すため、日本を誹謗中傷するのが支那の常套手段だ。そんな国とは国交を断絶すべき」などと批判した。

ロシアをめぐっては、ロシアによるウクライナ侵略を捉え、「我々は、ロシアによる国際法違反に抗議する。ロシアは、ウクライナへの侵攻、ジェノサイドをやめよ」、「ロシアのウクライナ侵攻は、日本にとって対岸の火事ではない。ロシアは不法占拠した北方領土から日本侵略を狙っており、ウクライナで行われている蛮行が、日本でも起こりうる」などと批判したほか、北方領土問題を捉え、「我が国固有の領土である北方領土が、ロシアに不法占拠されているが、即時、無条件での返還を訴える」、「ロシアは、北方領土を実効支配しているが、北方領土の領有権は、国際法の観点からも日本にあることは明白である。ロシアは、日本から北方領土を奪ったが、これと同じ状況をウクライナでも繰り返している」などと批判した。


街頭宣伝活動を行う右翼（８月、東京）

北朝鮮をめぐっては、弾道ミサイルが繰り返し発射されたことを捉え、「北朝鮮は、我が国の再三にわたる抗議を無視し、日本の排他的経済水域周辺にミサイルを幾度となく発射している。国際社会のルールを無視し続けることに対して抗議する」、「日本に対し連日ミサイルを発射するなど、これは宣戦布告以外の何ものでもない」などと批判したほか、拉致問題を捉え、「北朝鮮による拉致被害者は、未だ帰国できないで苦しんでいる。拉致は、国家国民を脅かす犯罪行為でテロ行為である」、「横田めぐみさんをはじめとする日本人同胞を拉致しておきながら、拉致問題は解決済みとは言語道断であり、決して許される問題ではない」などと批判した。

韓国をめぐっては、韓国が竹島を不法占拠していることや慰安婦問題を捉え、「竹島は、日本固有の領土であるが、韓国は勝手に独島と呼び不法占拠しているほか、ありもしない従軍慰安婦問題をでっち上げている。そのような国とは、一刻も早く国交を断絶すべきである」、「韓国は、戦後、勝手に韓国の領土であると主張し始め、竹島付近で操業していた我が国の漁船を拿捕するなど悪事の限りを尽くしてきた」などと批判した。

政局をめぐっては、政府が示した各種施策を捉え、「物価が上昇している時勢に、税金を引き上げることしかしない岸田は、総理大臣の資格はない。岸田政権が、多少の税金のばらまきをやったとしても、国民は納得しない」、「岸田首相は、様々な施策を打ち出しているが、これは決して国民のためではなく、解散総選挙を見据えた自身の功績作りでしかない」などと主張した。また、イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突で緊迫化する中東情勢への政府の対応を捉えて、「イスラエル情勢をみて、今後、アメリカとイランが衝突した場合、本当に石油が止まることになる。岸田首相は、外国に金をばらまくだけでなく、日本国を守る

政治をしろ」、「イスラエル問題について、国益、経済等を踏まえて、どのような立場を日本が取ればよいのか考えるべきである。自国の有事を自国で乗り越えられるように備えるべきである」などと主張した。

令和５年中、右翼が街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、下表のとおりである。

右翼は、今後も、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議行動を執ように行うものとみられ、その過程で、外国要人、外国公館、政府要人、政府機関等に対するテロ等重大事案を引き起こすおそれがある。

右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（令和５年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府関連	約1,310（約1,400）	約2,930（約2,960）	約820（約 860）
中国関連	約1,300（約1,170）	約3,050（約2,540）	約930（約 680）
ロシア関連	約1,070（約1,880）	約2,790（約4,620）	約980（約1,490）
北朝鮮関連	約980（約1,010）	約2,320（約2,360）	約730（約 770）
韓国関連	約950（約 780）	約2,220（約1,650）	約790（約 640）

注：数値は、延べ数　　（　）内は令和４年

②　糾弾活動の状況

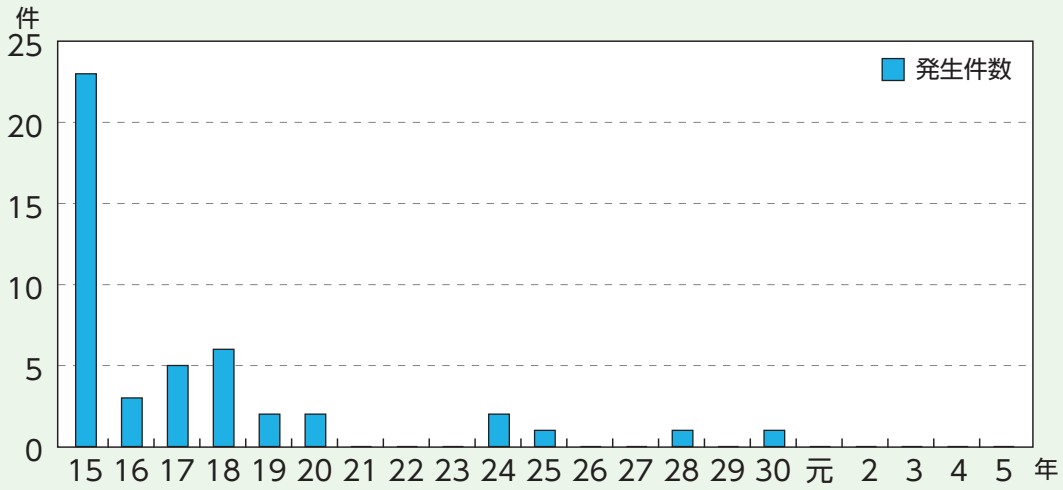
右翼の街頭宣伝車数は、全国で約900台とみられるが、一部の右翼は、資金獲得を目的に、「糾弾活動」と称し、企業に対して街頭宣伝車を用いて大音量で執ような街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の平穏を害している。

令和５年中、街頭宣伝活動の糾弾対象となった企業は、延べ約90社（実数約30社）（前年同期：延べ約70社、実数約20社）に上った。

一部の右翼は、今後も、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を行うとともに、資金獲得を目的として企業糾弾を行うものとみられ、その過程で、違法行為の発生が懸念される。

(2) 右翼の違法行為の取締り

令和５年中、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかったが、右翼は、時局問題等を捉えた街頭宣伝や資金獲得目的の活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。



年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
発生件数	23	3	5	6	2	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0

右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況（平成15年～令和５年）

令和５年中の右翼運動に伴う事件の検挙状況、恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況等は、下表のとおりである。

同年11月、イスラエル国大使館警備に従事していた機動隊員に向け、小型乗用自動車を衝突させて傷害を負わせるなどした右翼団体構成員１人を公務執行妨害罪で逮捕した（警視庁）。



街頭宣伝活動に対する取締り（８月、東京）

警察では、右翼によるテロ等重大事案の未然防止に努めるとともに、右翼による違法行為に対し、引き続き、徹底した取締りを行うこととしている。

右翼による違法行為の検挙状況等（令和５年）

右翼運動に伴う事件の検挙 （うち、街頭宣伝活動に伴う事件８件13人）	56件 76人
資金獲得を目的とした事件の検挙	44件 50人
右翼及びその周辺者からの銃器押収	0丁

注：数値には、「未遂」事件の検挙を含む

(3) 右派系市民グループをめぐる動向

① 右派系市民グループ

令和５年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動に取り組み、全国におけるデモは約10件行われた。また、その活動に反対する勢力が、右派系市民グループの過激な言動をヘイトスピーチであると批判するなど、抗議行動に取り組んだ。

右派系市民グループは、今後も、自らの言動に対する批判やヘイトスピーチ解消法[注]を意識しつつも、内外の諸問題に敏感に反応し、デモや外国公館等に対する抗議行動を通じて、自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対する勢力とのトラブルに起因する違法行為等の発生が懸念される。

② 違法行為の取締り

令和５年中、デモの前後及びその過程において、右派系市民グループ関係者の検挙はなかった。

警察では、ヘイトスピーチ解消法も踏まえ、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には、法と証拠に基づき厳正に対処しているほか、右派系市民グループとそれに反対する勢力とのトラブルから生じる違法行為を未然に防止するため、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じている。

注　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

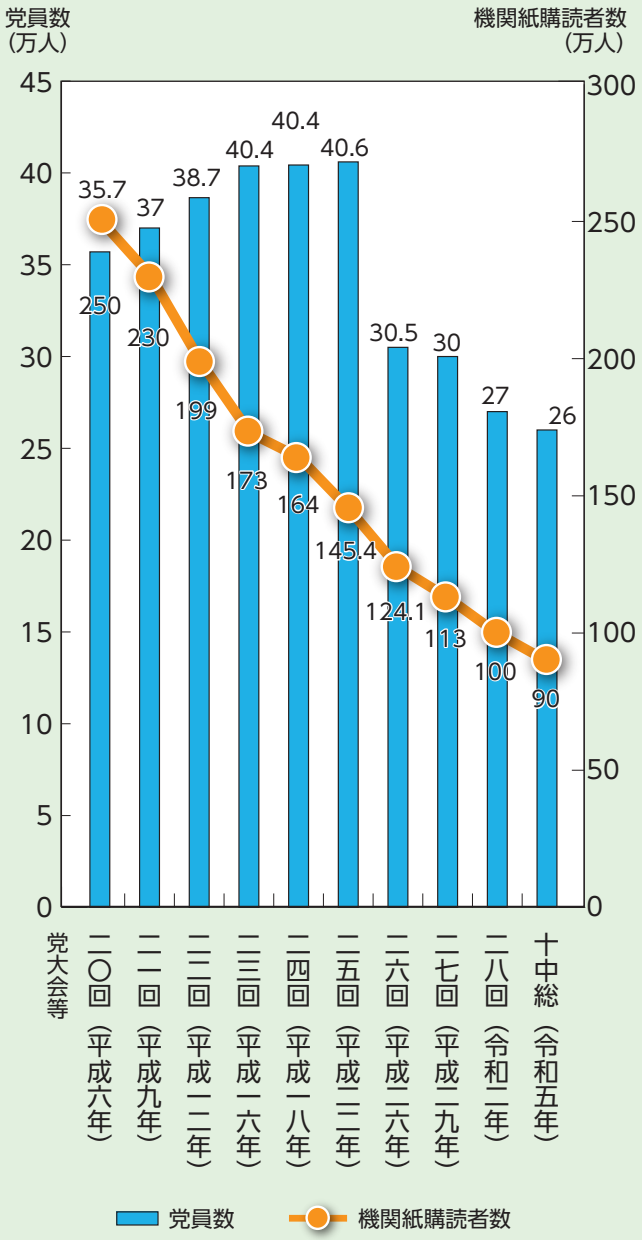
4 日本共産党

(1) 党勢拡大に向けた取組

日本共産党は、令和５年１月の第７回中央委員会総会（以下「○中総」という。）で、現勢について、「約26万の党員、約90万の「しんぶん赤旗」読者」と明らかにし、第29回党大会[注]（令和６年１月）までに、「党員拡大と「しんぶん赤旗」読者拡大で、第28回党大会比130％の党をつくる」ことなどを呼び掛けた。

こうした中、日本共産党は、令和５年６月の８中総で、「130％の党」には、「党員10万人、日刊紙読者８万人、日曜版読者35万人を増やすことが求められます」とした上で、「130％の党」実現に向け、８中総から令和６年１月末までの約６か月間を、「第29回党大会成功、総選挙躍進をめざす党勢拡大・世代的継承の大運動」に設定し、集中的に党勢拡大等に取り組むことを決定した。また、党員の高齢化を大きな課題と認識している日本共産党は、８中総において、「青年・学生分野から党の世代的継承をやり抜き、党の未来をつくっていく」として、特別決議「５年間で「数万の民青」「１万の青年・学生党員」実現へ党の総力をあげよう」を採択し、全ての都道府県委員会と地区委員会が、目標を達成するための「５カ年計画」を策定するとともに、それぞれが総力をあげて実践に踏み出すよう指示した。

一方、日本共産党が令和５年11月の10中総で公表した現勢は、７中総から変わらず、「26万人の党員、90万人の「しんぶん赤旗」読者」にとどまった。



日本共産党の党員、機関紙現勢の推移

注　日本共産党第29回大会は、令和６年１月15日から同月18日までの４日間開催され、同大会において、志位和夫委員長が議長に、田村智子副委員長が委員長にそれぞれ選出された。

(2) 第20回統一地方選挙の結果

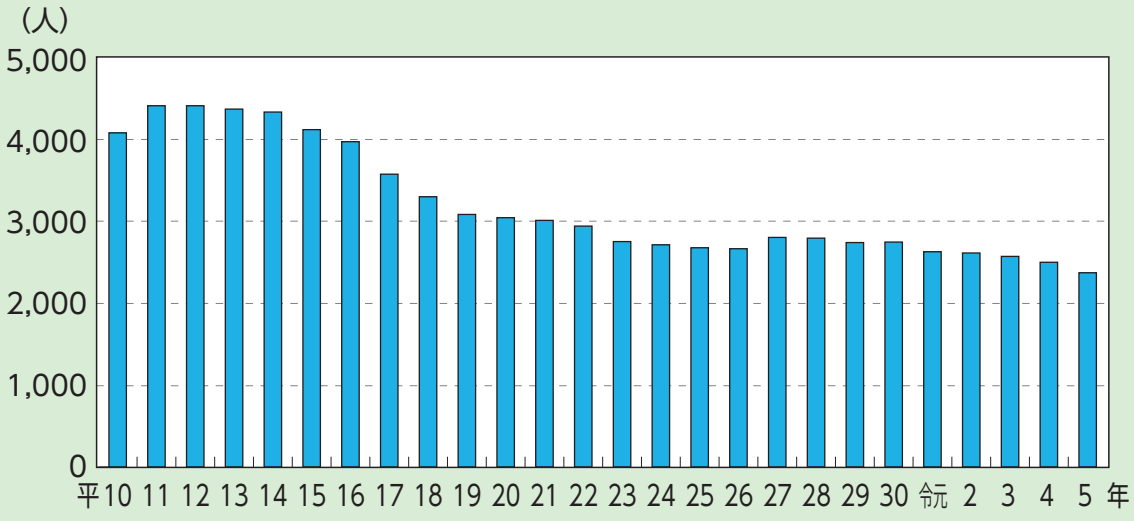


応援演説をする志位委員長（当時）
（共同通信社）

日本共産党は、令和５年４月の第20回統一地方選挙（以下「今回選挙」という。）について、令和４年８月の６中総で、次の国政選挙につながる重大な政治戦であるとした上で、①現有議席の確保と前進、②都道府県ごとの議席占有率・議案提案権・空白克服の目標の具体化と達成、③全都道府県議会で議席を持つことの３点を目標に掲げた。また、「現体制で統一地方選勝利に全力をあげることが適切」として、令和５年１月までに開催予定であった第29回党大会の延期を決定した。

しかし、日本共産党は、今回選挙で1,077議席を獲得したが、平成31年４月の第19回統一地方選挙比で135議席減少した。とりわけ、全都道府県議会で議席を持つことを目標とした道府県議選では、唯一の議席空白県であった愛知県で議席を回復したものの、新たに５県が議席空白県となった。

志位委員長（当時）は、令和５年６月の８中総で、「議席の後退は、大変悔しい結果であり、その責任を痛感しています」と党中央の責任を認めつつも、今回選挙の結果について、「（支配勢力の）一連の激しい攻撃に、わが党が屈せず正面から立ち向かい、大奮闘したこと」は、「重要な成長のプロセス、発展の契機となりうるもの」であり、「次の勝利を準備するものである」などと説明した。また、「前回時比で党員91％、「しんぶん赤旗」日刊紙読者87％、日曜版読者



注：数値は総務省発表数（各年12月31日時点）

日本共産党の地方議員数の推移（平成10年～令和５年）

85％でたたかったことが、悔しい議席後退の最大の要因」として、議席後退の根本的要因を党の「自力不足」とした。

今回選挙後、非改選と合わせた日本共産党の地方議員数は2,383人（令和５年４月30日付け日本共産党ホームページ）となった。

(3) 全国労働組合総連合の動向

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）は、令和５年５月、都内・代々木公園において、「岸田政権による改憲許すな、大軍拡・大増税反対」、「国民主権と人権守れ、ジェンダー平等社会の実現　多様性の尊重を」などのスローガンを掲げ、「第94回中央メーデー」を開催した。



第94回中央メーデー
（時事通信フォト）

同メーデーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、参加者数を制限する方法により行われていたが、４年ぶりに制限なしでの開催となり、１万5,000人（主催者発表）が参加した。

来賓として出席した共産党の志位委員長（当時）は、６月に成立した防衛力財源確保特別措置法[注]の衆議院採決を捉えて「悪法の採決を強行してきた自民、公明、維新、国民の悪政四党連合の暴挙に抗議し、必ず廃案に追い込もう」などと挨拶を行った。

また、同年７月28日から29日にかけて、横浜市内で「第64回評議員会」を開催し、小畑雅子議長が「改憲、大軍拡、戦争する国づくりに対し、どう対峙（たいじ）していくかが問われている。平和の基礎体力を引上げ、職場と地域に依拠した運動を広げていこう」などと挨拶を行った。

全労連は、今後も、国が進める労働政策に反対する運動のほか、憲法改正に反対するなどの運動に取り組むものとみられる。

注　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

5 大衆運動

大衆団体等は、令和５年中も、様々な社会情勢を捉えて反対運動を展開した。

(1) 近年の大衆運動

大衆団体等は、令和５年３月に政府が提出した入管法[注]改正法案の廃案を主張し、国会議事堂周辺をはじめ、東京以外の各都市で抗議行動に取り組んだ。同年４月、同法案が国会審議入りして以降は運動が拡大し、同年５月、都内・渋谷に約7,000人（主催者発表）を集め、デモ行進に取り組んだほか、同年６月には国会議事堂前に約5,500人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組んだ。

また、憲法改正反対を主張し、同年５月、都内・東京臨海広域防災公園に約２万5,000人（主催者発表）を集め、「あらたな戦前にさせない！守ろう平和といのちとくらし 2023憲法大集会」に取り組んだほか、同年11月には国会議事堂前に約4,000人（主催者発表）を集め、「つなごう憲法をいかす未来へ 11・３憲法大行動」に取り組んだ。



入管法改正法案に反対する抗議行動（共同通信社）

さらに、インボイス制度の導入中止を主張し、導入直前の同年９月、国会議事堂周辺に約1,000人（主催者発表）を集め、抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、今後も引き続き、憲法改正をはじめとする様々な政策や時事問題を捉えた反対運動に取り組むものとみられる。


憲法改正に対する抗議行動（朝日新聞社／時事通信フォト）



インボイス制度に反対する抗議行動（共同通信社）

注　出入国管理及び難民認定法

(2) 原子力政策をめぐる反対運動

大衆団体等は、反原発を主張し、令和５年３月、都内・代々木公園に約4,700人（主催者発表）を集め、「さようなら原発全国集会」を開催した。全国集会の開催は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、３年ぶりとなった。また、同年９月、都内・代々木公園で「ワタシのミライ～再エネ100％と公正な社会を目指して」を開催した。昨年秋まで同公園で開催されていた反原発の集会を気候変動の防止も含めた運動に拡大し、約8,000人（主催者発表）を集めた。



さようなら原発全国集会（共同通信社）

平成24年から毎週金曜日に首相官邸前で取り組まれていた抗議行動は、令和３年６月から主催団体が変わったが、令和５年中も毎月１回取り組まれた。

また、政府が、東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始を決定したことを受け、大衆団体等は抗議行動に取り組んだ。


ＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始に伴う東京電力による臨時会見（時事）

同年８月24日の海洋放出開始後に福島県いわき市内で開催された「国･東電による汚染水の海洋放出に抗議する全国集会」には、約500人（主催者発表）が集まったほか、福島県では、海洋放出に反対する原告団が、国と東京電力を相手に海洋放出の差止め等を求める訴訟を提起した。

大衆団体等は、今後も、原子力発電所の新増設や再稼働、使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設等の様々な事象を捉え、反原発運動に取り組むものとみられる。

(3) 沖縄県内における反基地運動

沖縄県内では、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、大衆団体等が、「子ども達の未来に基地はいらない」、「民意は示された！辺野古新基地は造らせない」などと訴え、移設先である名護市のキャンプ・シュワブ周辺に加え、移設工事の関係先である同市の安和（あわ）桟橋周辺及び国頭郡本部町（くにがみぐんもとぶちょう）の本部港（もとぶこう）（塩川地区）において抗議行動に取り組み、道路や港湾敷地内での座込み、立ち塞がり等、工事関係車両の通行に対する妨害活動を繰り返したほか、普天間飛行場をはじめとする米軍関連施設周辺での抗議行動にも取り組んだ。

また、沖縄が日本へ復帰して51周年となった令和５年５月14日には、宜野湾市内に約1,400人（主催者発表）を集め、「平和とくらしを守る県民大会」を開催し、「基地のない沖縄、平和な日本、戦争のない世界をつくるために力を尽くす」との大会宣言を採択した。

沖縄県警察では、違法行為に対しては、法と証拠に基づき厳正に対処し、令和５年中、同県内のこうした反基地運動に伴い、公務執行妨害罪等で合計12件延べ７人を検挙した。

大衆団体等は、今後も、普天間飛行場の名護市辺野古移設等を捉え、反基地運動に活発に取り組むものとみられる。



キャンプ・シュワブ前における基地建設に反対する抗議行動
（朝日新聞社／時事通信フォト）


機動隊員によって抗議場所から動かされる男性（朝日新聞社／時事通信フォト）

(4) 国際会議等を捉えて環境保護等を主張する運動

海外の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和５年（2023年）１月、スイスで開催された世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）を捉えて、反資本主義や環境保護等といったテーマを掲げて抗議行動に取り組んだ。抗議行動は、会議が開催されたダボスで約300人による抗議集会が取り組まれたほか、チューリッヒで取り組まれた約400人によるデモ行進では、参加者の多くが覆面を着装の上、花火を打ち上げ、スプレーで落書きするなど、過激な抗議行動が取り組まれた。

一方、国内の国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、令和５年中、海外の活動家とも連携しつつ、Ｇ７広島サミットのほか、関係閣僚会合を捉え、抗議行動やアピール行動に取り組んだ。また、イスラエル・パレスチナ情勢をめぐって、国内の反イスラエル団体と連携し、イスラエル及び同国を支援



世界経済フォーラムを捉えた抗議行動
（ＥＰＡ＝時事）



Ｇ７外務大臣会合を捉えた抗議行動
（ロイター＝共同）

する米国を批判するデモ行進等に取り組んだ。

今後も、国際会議等を捉えて環境保護等を主張する勢力は、国際的な連携の維持、強化を図りながら、令和７年に予定される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第９回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ９）等の国際会議及びイスラエル・パレスチナ情勢等の国際情勢を捉えて、抗議行動やアピール行動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 環境問題を捉えた過激な運動

気候変動による影響の深刻化は、環境問題に対する国際的な世論を喚起し、環境保護運動が盛り上がる要因となっている。

特に欧州では、政府や企業に気候変動対策を求める抗議行動において、違法行為を伴う過激な運動が発生している。



英国の環境保護団体による運動（ＡＦＰ＝時事）

違法行為を伴う過激な運動としては、英国の環境保護団体の活動家が令和４年（2022年）10月、画家ゴッホの代表作にトマトスープをかけた事件や、ドイツの環境保護団体の活動家が令和５年（2023年）４月、手のひらを接着剤で道路に貼り付けて座り込み、道路を封鎖した事件などが挙げられる。

今後、欧州で発生しているような運動が日本国内で発生する可能性は否定できず、注意が必要である。

(6) 動物権利問題を捉えた過激な運動

環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）の関係者は、令和５年11月、日本の商業捕鯨について言及した上で、「日本の南極海への侵入を阻止する」などと表明し、今後も日本の捕鯨に対する抗議行動を推進する方針を示した。


太地町警戒本部の開所式（８月、和歌山県）

また、和歌山県太地町のイルカ漁をめぐっては、同年９月、太地町におけるイルカ漁解禁に合わせて、海外の反捕鯨活動家が来日し、現地でイルカ漁に対する抗議行動に取り組んだほか、世界数か国で我が国のイルカ漁に対する抗議行動が取り組まれた。

警察では、太地町警戒本部を設置して警戒活動を推進しているほか、出入国在留管理庁等と連携して水際対策を推進している。

また、米国の動物権利団体は同年９月、高級ファッションブランドのショーに乱入し、動物皮革の使用反対を訴えた。海外では動物愛護の観点から、動物権利を主張する過激な運動が取り組まれている。

今後も動物権利問題を捉えた過激な運動は、国内外で様々な形態で取り組まれるものとみられる。

6 いわゆるローン・オフェンダー

近年、特定のテロ組織等との関わりを持つことなく、社会に対する不満を抱く個人が、インターネット上における様々な言説等に触発され、違法行為を敢行する事例が見受けられる。

令和４年７月には、奈良県奈良市において、街頭演説中の安倍元首相に対する銃撃事件が発生するなど、特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人、いわゆるローン・オフェンダーが新たな脅威となっている。

警察では、このような重大事件を未然に防止するため、現実空間とインターネット空間との両面における情報収集及び分析活動を強化している。

例えば、インターネットを通じて銃砲の製造方法等に関する情報を容易に入手できる現代社会の特性を踏まえ、警察庁の委託事業であるインターネット・ホットライン事業及びサイバーパトロールセンター事業の取扱情報の範囲に、「拳銃等の譲渡等」や、「爆発物・銃砲等の製造」等に関する情報を新たに追加するとともに、サイバーパトロールセンターにおいてＡＩ検索システムを導入するなど、情報収集の高度化を図っている。

また、爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にあり、警察では、これらの化学物質を販売する事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における身分証による本人確認や使用目的等の確認の徹底、不審情報の通報等を要請している。

第3章 外事情勢

1 中　国

(1) 中国をめぐる情勢

① 習近平指導部の動向等



第14期全国人民代表大会
（ＥＰＡ＝時事）

令和５年（2023年）３月５日から13日にかけて、中国の人民大会堂において、第14期全国人民代表大会（全人代）が開催された。全人代では、令和４年（2022年）10月の中国共産党第20期中央委員会第１回全体会議において、党総書記として異例の３期目入りを果たした習近平（以下「習近平国家主席」という。）が国家主席及び中央軍事委員会主席に選出されたほか、政府要職はその側近で固められ、３期目政権が本格始動となった。習近平国家主席は、「現在から今世紀半ばまでに、社会主義現代化強国を全面的に建設し、中華民族の偉大な復興を全面的に推進することは、全党、全国人民の中心的任務である」と述べた上で、「国家を治めるには先に党を治め、党が繁栄してこそ国は強くなる」などと共産党による指導の堅持を強調した。

また、令和５年（2023年）３月、中国共産党・国務院は、共産党内に「中央香港マカオ工作弁公室」を新設し、香港とマカオに関する政策遂行を政府から党直轄に昇格させる機構改革を発表した。

同年７月１日には、改正反スパイ法が施行された。同法は、スパイ行為の定義について、従来の「国家機密の提供」に加え、「国家安全や利益に関わる文書、データ、資料、物品」の窃取等を新たに対象とした。また、スパイ行為の防止等を担う国家安全部門の権限を強化したほか、国民にスパイ行為に関する通報を奨励した。

同年10月、中国で愛国主義教育の強化等を定めた「愛国主義教育法」が成立した。共産党の一党支配を徹底する教育を行うことに加え、台湾統一に向けて台湾の人々への宣伝を強化することも盛り込まれた。

同月、習近平国家主席は、構想から10年を迎えた巨大経済圏構想「一帯一路」に関する国際フォーラムにおいて、「一帯一路の協力は勢いよく発展を遂げ、多大な成果を上げた」とし、「質の高い一帯一路」を目指すと強調したが、前回（令和元年（2019年））と比較し、同フォーラムに参加した外国首脳は減少したとみられる。また、習近平国家主席は、米国等を念頭に「イデオロギー対立、集団的な政治対立をせず、一方的な制裁、経済的威圧、デカップリングに反対する」と述べた。

令和５年（2023年）11月、習近平国家主席は、平成29年（2017年）４月以来、６年半ぶりに

訪米し、バイデン大統領と会談した。

また、同じく11月、訪米中の岸田首相との間でも、１年ぶりに日中首脳会談が実施された。

②　台湾情勢

台湾の蔡英文（さいえいぶん）総統は、令和５年（2023年）１月に発表した新年の談話の中で、台湾への軍事圧力を強める中国に対して「戦争は決して問題解決の選択肢にはならない」と自制を呼び掛けた。

蔡総統は、同年３月から４月にかけて訪米し、マッカーシー下院議長と会談、米台の連携強化を確認した。これに対し、中国は、「米台が結託して行う重大な誤った行為に対し、断固とした強力な措置をとる」（中国外務省報道官談話）と強く反発し、台湾周辺での大規模な軍事演習のほか、台湾の駐米代表（大使に相当）等の中国本土等への入境禁止等の措置を講じた。

このような状況の下、同年11月、米国で行われたバイデン大統領と習近平国家主席との１年ぶりの会談では、令和４年（2022年）８月のペロシ下院議長（当時）訪台により中断されていた国防当局間の対話の再開について合意するなど一定の関係改善はみられたものの、台湾問題については、バイデン大統領が台湾の安全保障への関与の維持を明言した上で、習近平国家主席に令和６年（2024年）１月開催予定の台湾総統選挙への不介入を求め、「平和と安定の重要性」を強調した一方、習近平国家主席は「（軍事行動を起こす）計画はない」としながら、「必ず台湾統一を成し遂げる」と強調しており、今後も米台と中国の対立は継続するものとみられる。

③　香港情勢

令和４年（2022年）７月には、香港の行政長官として、警察出身では初となる李家超（りかちょう）氏が就任した。李家超行政長官は、平成31年（2019年）以降発生した民主派による反政府デモの取締りを治安機関トップとして指揮した経歴を持ち、令和５年（2023年）10月の施政方針演説では、「混沌の根本原因はまだ取り除かれていない」として、今後も社会統制の強化を緩めない姿勢を見せている。

選挙制度については、令和３年（2021年）には香港の行政長官及び立法会の選挙制度が変更されていたが、令和５年（2023年）７月には、区議会の選挙制度が全面的に改められ、住民の直接選挙枠が大幅に削減され、「愛国者」でないと立候補できない制度となった。同年12月には、新制度による初めての区議会選挙が実施され、親中派が議席を独占した。

また、中国治安当局の香港出先機関である国家安全維持公署の署長に、国家安全部門の次官経験者を起用するなど、香港での反体制活動に対する取締りが一層強まる可能性がある。

香港国家安全維持法が施行されて以降、同年７月３日までに、同法違反で260人が逮捕されている。この中には、同年３月、我が国の大学に留学していた学生が、我が国内で行った投稿について同法が適用されて逮捕され、同年11月に禁錮２月の実刑判決が言い渡された事件も含まれており、今後も、我が国を含めた海外での言動が、同法の処罰対象となるケースが発生するおそれがある。

(2) 我が国との関係をめぐる情勢

① 日中関係

ア 東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出をめぐる動向

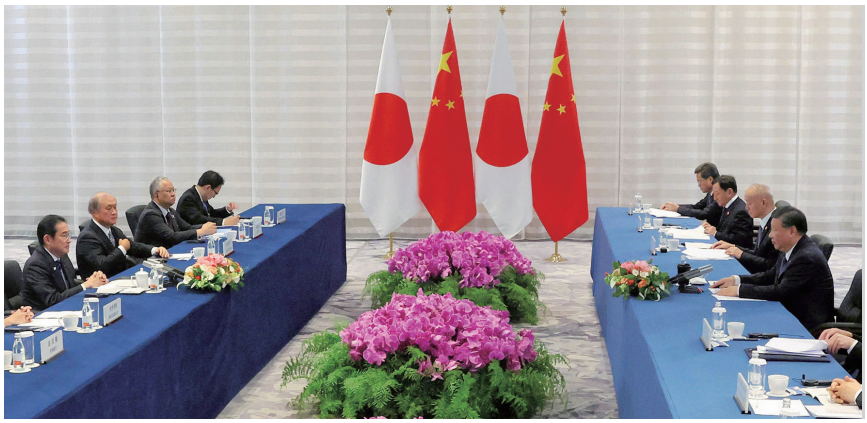
令和５年（2023年）８月23日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水を同月24日から海洋放出することを決めたことに対し、中国の汪文斌（おうぶんひん）外務省報道官は、「他国の意見を聞かずに強行するなら、日本は歴史的な責任を負わねばならない」と反発した上、「中国政府は食品の安全や市民の健康を守るために必要な措置を講じる」などと述べ、日本産の水産物の輸入を全面的に停止する措置を執ることを明らかとした。

同月30日、汪報道官は、「日本政府が核汚染水の放出を強行した身勝手で極めて無責任な行動に対し、国際社会は、みな批判し関連する防止措置をとっている」などと改めて日本政府の対応を批判した上で、日本産の水産物の輸入を全面的に停止したことについては、「中国の法律と世界貿易機関（ＷＴＯ）の関連する規定に基づいて原産地を日本とする水産物に対し緊急の措置をとったことは、正当で合理的で必要なものだ」などと主張した。

また、日本国内においては、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の開始を捉え、中国国内からとみられる苦情等の電話が相次いだ。同月28日、松野博一官房長官は、「こうした事案が生じていることは極めて遺憾であり、憂慮している」と述べるとともに、中国政府に対し、冷静な対応を国民に呼び掛け、正確な情報を発信するよう求めた。一方、同月30日、中国メディアの「環球時報」は、こうした苦情等の電話が相次いでいることなどを日本政府が非難していることについて、「日本を中国にいじめられる被害者に仕立て上げ、同情を買おうとしている」と報じるなど、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出をめぐり日本を批判する報道を繰り返した。

イ 日中平和友好条約締結45周年等をめぐる動向

令和５年９月、東京都内で開催された「中華人民共和国成立74周年・中日平和友好条約締結45周年記念レセプション」において、呉江浩（ごこうこう）駐日中国大使は、同条約について「中日の恒久的な平和友好関係の発展等を規定しており、時代を超えて輝きを放ち、今日の世界が直面する問題や課題の解決に大いなる価値を示している」などと評価しつつも、日中関係の現状については、「中日関係は複雑で厳しい情勢に直面しており、改善と発展のチャンスもあれば、新旧様々な問題も抱えている」などと述べ、両国間の矛盾と意見の相違を適切に処理したいとの考えを明らかにした。



日中首脳会談の様子
（代表撮影）

同年10月、岸田首相と中国の李強（りきょう）首相は、日中平和友好条約締結45周年を記念し祝電を交換し、岸田首相は、「「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要」などと訴えた。李強首相は、「中日関係が得がたい発展の成果を遂げ、両国人民の福祉の増進、地域ないし世界の平和、安定と繁栄に積極的な貢献を果たした」などとメッセージを送り、双方が日中関係の構築を推し進めていくことを確認した。

同年11月には、岸田首相と習近平国家主席により、１年ぶりとなる日中首脳会談が行われた。同会談では、両首脳は、「戦略的互恵関係」を推進することを再確認した上で、日中関係の新たな時代を切り開くべく、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性を確認した。また、岸田首相は、我が国のＡＬＰＳ処理水の海洋放出を受けてなされた日本産食品輸入規制の即時撤廃を改めて求めた。さらに、同年３月には、中国北京市で、国内法違反があったとして50代の日本人男性１人が中国当局に拘束されていたところ、中国において拘束されている邦人の早期解放についても、改めて求めるなどした。

ウ　我が国周辺海空域における中国の動向

（ア）　尖閣諸島をめぐる中国の動向

平成24年９月に日本政府が尖閣諸島のうち魚釣島、北小島及び南小島の３島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶等の出現が常態化するとともに、これらの船舶が我が国の領海に侵入する事案が発生しており、令和５年中においては、合計352日、のべ1,282隻が我が国の接続水域に入域した。



（時事、第11管区海上保安本部提供）

これらの船舶による尖閣諸島周辺海域における連続航行日数は、令和３年２月から同年７月にかけて、過去最長となる157日を記録した。

また、令和２年５月以降、これら船舶が尖閣諸島周辺海域で日本漁船に接近するなどの事案が複数回発生し、令和５年４月には、これらの船舶が日本漁船に断続的に接近しながら80時間以上にわたり領海侵入を続け、連続領海侵入時間は過去最長を記録した。

中国政府は、尖閣諸島について「中国固有の領土」として領有権を主張し続けており、このように尖閣諸島海域にこれらの船舶を継続的に派遣し、我が国の領海への侵入等を繰り返すことで、今後も引き続き既成事実化を図っていくものとみられる。

（イ）　我が国周辺空域における中国の動向

中国は、尖閣諸島周辺海域に限らず、我が国周辺空域でも活発な活動をみせている。

防衛省の発表によれば、令和４年度の自衛隊機による緊急発進回数は778回で、前年度の1,004回から減少しているが、緊急発進回数のうち、中国機に対するものは575回と、

約74％を占め、高い水準で推移し続けている。

また、同じく防衛省の発表によれば、令和４年度においては、中国機による相次ぐ沖縄本島と宮古島の間の通過や、太平洋航行中の中国海軍空母の艦載戦闘機及び艦載ヘリによる発着艦（５月・12月）、東シナ海、太平洋及び日本海における中国爆撃機及びロシア爆撃機による長距離の共同飛行（５月・11月）など、中国機による活動の活発化がみられた。

②　中国による対日諸工作等

ア　海外における情報収集活動等

近年、諸外国で中国情報機関による様々な情報収集活動等に対する警戒感が急速に高まっている。

例えば、令和５年（2023年）９月、英国のスナク首相は、中国の李強首相とインドで会談した際、同人に対して、英国の議会制民主主義に対する干渉についての重大な懸念を伝えた。

背景には、英国の捜査機関が、同年３月、スパイ活動をした疑いで英国議会の調査担当者ら２人を逮捕した件があるとされているところ、うち１人は過去に中国で工作員としてリクルートされ、議員や政策に影響を及ぼそうとしていた可能性もあると報じられている。

中国の地方警察の海外拠点に関しては、米国司法省が、同年４月、中国警察が米国内に違法に設置した拠点の運営に関与したとされる中国系米国人２人を逮捕・起訴したと発表した。両人は、米国での活動を指示していたとみられる中国公安部関係者との通信記録を削除していたことも明らかとなっているほか、うち１人は米国在住の中国人への監視や嫌がらせ、脅迫等に関与したとされる。

また、同月、米国司法省は、偽のソーシャルメディアアカウントを作成・使用し、米国居住の中国政府に批判的な中国人に対する嫌がらせや脅迫等の抑圧活動に関与したなどとして、中国公安部職員34人（いずれも中国居住とみられる）が起訴されたと発表した。

さらに、先端技術等の窃取に関しては、米国司法省が、同年５月、米国のソフトウェア関連企業から原子力潜水艦や軍用機の製造に転用可能な技術を窃取し、中国の企業に販売した技術者を逮捕した事件や、米国の大手ＩＴ企業の中国国籍の元社員が、在職中に同社の自動運転技術関連システムのソースコード等が記載された数千件の文書を窃取し、米国当局の捜査を受けたが、中国に逃亡した事例等について発表した。

このほか、同年８月には、米国司法省が、国家機密に関わる軍事情報を漏えいした米国海軍の軍人２人を逮捕したと発表したが、当該情報には、インド太平洋地域における米軍の大規模な訓練計画に関する情報や沖縄県にある米軍基地のレーダーシステムに関する情報が含まれており、両人はそれぞれ、これを中国の情報機関員に漏えいし、報酬を受け取ったとされている。

イ　我が国における諸工作等

中国は、諸外国のみならず、我が国においても、目的を偽った上での機微情報の収集、先

端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に対する研究者、技術者、留学生等の派遣、技術移転の働き掛け等、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っているほか、政財官学等の関係者に対して積極的に働き掛けを行っているものとみられる。

警察では、我が国の国益が損なわれることのないよう、平素から中国による我が国における諸工作の動向を注視し、情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

なお、中国の地方警察の海外拠点に関しては、我が国においても、令和４年、中国側に対し、外交ルートを通じて、「我が国の主権を侵害するような活動が行われているということであれば、断じて認められない」との申入れを行っており、令和５年４月の日中外相会談においても、林外相（当時）から提起された。

2 ロシア

(1) ロシアをめぐる情勢

① ウクライナをめぐる情勢等

令和４年（2022年）２月、ロシアは、ウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認した後、この地域の保護を口実としたウクライナへの侵略を開始した。ロシア軍は、当初、ウクライナの首都キーウ等も含め、広範囲に侵攻したが、ウクライナ軍の激しい抵抗を受け、同年３月、ロシア国防省は、ウクライナ侵略の重心を同国東部の親露派勢力支配地域の拡大に移す方針を表明した。



ロシアからの攻撃を受け、煙を上げるキーウ中心部のテレビ塔（ＡＦＰ＝時事）

同年７月、ロシアのラブロフ外相は、親露派勢力支配地域（ドネツク州及びルハンスク州）にとどまらず、南部ヘルソン州及びザポリッジャ州も制圧すると明言した。

同年９月、親露派勢力は、ウクライナ東・南部４州（ドネツク州、ルハンスク州、ヘルソン州及びザポリッジャ州）において、ロシアへの編入に関する「住民投票」を実施した結果、プーチン大統領は、新たにヘルソン州及びザポリッジャ州をロシアに「編入」すると宣言した。これに対し、ウクライナのゼレンスキー大統領は、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）への加盟を正式に申請すると表明し、ロシアによる「編入」を「決して認めない」と主張した。

令和５年（2023年）２月、米国のバイデン大統領は、ロシアによる侵略後初めてウクライナの首都キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談した。両大統領は、侵略から１年を目前に対露連帯を強調した。

同年３月、オランダのハーグにある国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、ロシアが占領地の子供を違法に自国に連れ去った行為は戦争犯罪に当たる疑いがあるとして、プーチン大統領ら２人に逮捕状を発付した。ロシアはＩＣＣ非加盟であり、プーチン大統領が身柄を拘束される可能性は低いが、日本を含むＩＣＣ加盟の123か国・地域には身柄を拘束する義務が生じ、プーチン大統領の外国訪問が制限されることになった。

同月、プーチン大統領は中国の習近平国家主席と会談した。共同声明において、「両国関係は、歴史上最高レベルで発展」とするなど緊密な関係を誇示し、プーチン大統領は、ウクライナ侵略をめぐって中国が提示している独自の和平案に関して意欲を示した。

同月、岸田首相は、ウクライナの首都キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と初めて対面形式で会談し、先進７か国（Ｇ７）の議長として、ロシアによる侵略を非難し、ウクライナへの連帯と支援継続を伝えた。

同年５月、ロシア大統領府は、ウクライナのドローン（無人機）２機がモスクワ中心部のクレムリン（大統領府）を攻撃しようとしたと発表し、対抗措置をとると表明した。

同年６月、ロシアが占拠するウクライナ南部ヘルソン州のカホフカ水力発電所のダムが決壊して洪水が発生し、ウクライナ当局は、ダム下流域にある集落が水没して１万７千人以上の住民が避難したと発表した。

同年８月、プーチン大統領は、令和６年（2024年）１月以降、徴兵の対象年齢の上限を27歳から30歳に引き上げる改正法案に署名した。同時に、召集令状が出された国民の出国を禁じる法律も成立した。

令和５年（2023年）年９月、国連総会出席のため米国を訪問したロシアのラブロフ外相は、ゼレンスキー大統領が提唱する「10項目の和平案[注]」について「完全に実現不可能だ」と記者会見で語り、ロシアはウクライナ侵略を継続する考えを表明した。

②　外政関係

令和５年（2023年）９月13日、プーチン大統領と北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）朝鮮労働党総書記兼国務委員長（以下「金正恩党総書記」という。）は、ロシア極東アムール州のボストーチヌイ宇宙基地で会談した。同会談において、金正恩党総書記は、ウクライナ侵略を続けるプーチン大統領の「全ての決定を支持する」と強調した。また、宇宙開発分野でロシアが北朝鮮を支援することで合意し、両国の軍事協力についても協議がなされたと発表された。同月16日、金正恩党総書記は、ロシア極東の空港や海軍の拠点等を訪問し、最新鋭の極超音速ミサイルや爆撃機等を視察した。

同年10月19日、北朝鮮を訪問したロシアのラブロフ外相は、平壌で北朝鮮の金正恩党総書記と会談した。前月の露朝首脳会談で成立した合意に基づき、軍事面を含むあらゆる分野での連携を拡大するとして、二国間の関係強化を確認した。

同年９月20日、プーチン大統領は、中国の王毅外相とロシアのサンクト・ペテルブルグで会

注　ウクライナ側がロシア軍の完全撤退や全領土の返還等を求めているもので、ゼレンスキー大統領は、令和５年（2023年）９月20日の国連安全保障理事会の演説でも同和平案を説明した。

談した。プーチン大統領は、上海協力機構（ＳＣＯ）及び新興５か国（ＢＲＩＣＳ）の枠組みを通じた密接な協力を呼び掛け、露中両国の連携を確認した。

同年10月18日、プーチン大統領と習近平国家主席は北京で会談した。両首脳は、同日に開かれた「一帯一路」の国際協力フォーラムの場を用いて、対米国を念頭に改めて結束を確認し、ウクライナ侵略及び緊迫するパレスチナ情勢への対応についても協議した。

同年10月、プーチン大統領は、ロシア南部ソチに国内外の専門家らを集めた「バルダイ会議」で演説し、ウクライナ侵略について「我々が（戦争を）始めたのではない。その反対で、我々は（戦争を）終わらせようとしている」と訴え、改めてウクライナ侵略を正当化し、米国等の西側諸国をけん制する構えを示した。

③　国内情勢

ロシアがウクライナ侵略を開始した令和４年（2022年）３月のロシアの独立系世論調査機関による調査では、ロシアにおける大統領支持率は、侵略開始前の令和３年（2021年）12月には約65％であったが、ウクライナ侵略以降、80％台にまで上昇した。ウクライナでの軍事行動に関しては、71％が「支持する」と回答しており、引き続き高い水準を維持している。一方で、令和４年（2022年）９月以降、同世論調査では、「軍事活動を継続すべき」と回答する人よりも、「停戦交渉を開始すべき」と回答する人の方が多くなっており、同年９月に行われた予備役約2,500万人中約30万人の部分的動員令の発表が影響したとみられる。

令和５年（2023年）６月、ロシアの民間軍事会社「ワグネル」の創始者プリゴジン氏は、通信アプリ「テレグラム」でウクライナ侵略に参加するワグネル部隊がロシア軍の攻撃を受けたと主張し、「正義の行進」を行うと宣言した。同氏は、ロシア南部軍管区司令部等を掌握したとＳＮＳで宣言し、部隊に首都モスクワまで進むよう指示したが、途中で進行を断念し、ワグネルの部隊はウクライナ国内の拠点に戻ることを命じられた。ウクライナへの軍事侵攻をめぐり、ロシアの正規軍と対立したワグネルによる武装蜂起は、一転して鎮静化へ向かい、プーチン大統領は、クレムリンで演説し、「祖国を動乱から守り、事実上、内戦を阻止した」と自らの指導力をアピールした。

ワグネルの反乱発生から２か月が経過した８月、プリゴジン氏が搭乗していたとみられる小型ジェット機が、モスクワ北西のトベリ州で墜落した。ロシア非常事態省は、乗客乗員10人全員の死亡を発表し、プーチン大統領はプリコジン氏について「人生で重大な過ちを犯した」と非難するとともに、「才能のある人物だった」と哀悼の意を表し、同氏の死亡を事実上認めた。

同年９月10日から13日にかけて、ロシアの極東ウラジオストクで、ロシアのほか中国、北朝鮮、インド、ベラルーシ、ベトナム、カザフスタン、ラオス、ミャンマー及びフィリピンの10か国が参加する「東方経済フォーラム」が開催された。令和４年（2022年）はミャンマー、アルメニア及びモンゴルの首脳が出席していたが、今回は外国首脳の参加はなかった。プーチン大統領は、12日の演説で、ロシアが戦闘を停止する可能性について「ウクライナの反転攻勢に直面しており停止できない」と否定した。

令和５年（2023年）９月に行われたロシア統一地方選挙では、令和４年（2022年）９月にプー

チン政権が一方的に併合を宣言したウクライナ東・南部の４州を含め、各地で与党「統一ロシア」が勝利した。これに対し、人権問題等を扱う国際機関「欧州評議会」は、国際法の著しい違反を指摘して非難した。

令和５年（2023年）12月８日、プーチン大統領は、ウクライナ侵略に従軍した軍人らへの表彰式において、令和６年（2024年）３月に予定されているロシア大統領選挙に立候補する意向を示した。

(2) 我が国との関係をめぐる情勢

① 日露関係

我が国では、ロシアがウクライナ侵略を開始した令和４年（2022年）２月以降、Ｇ７を始めとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置を強化している。

同年３月、ロシア外務省は、こうした我が国の措置を批判し、我が国との北方領土問題を含む平和条約交渉について、「現状では継続する意思はない」とする声明を発表した。また、同年９月、ロシア外務省は、北方領土の元島民等による「ビザなし交流」及び元島民等が故郷の集落等を訪問する「自由訪問」に関する合意を一方的に破棄したと発表した注。

令和５年（2023年）１月、ロシア外務省は、北方領土周辺での我が国の漁船の安全操業を定めた漁業協定に関して、我が国との協議を拒否する方針を発表した。

同年４月、ロシア検察庁は、北方領土の元島民等で構成される「千島歯舞諸島居住者連盟」について、「ロシア領の奪還」を目的とし、「ロシアの憲法秩序と安全保障に脅威を与える」団体であると指摘し、いわゆる「望ましくない外国組織」に指定した。



バルダイ会議で演説するプーチン大統領
（ＡＦＰ＝時事）

同年６月、プーチン大統領は、ロシアで「第二次世界大戦終結の日」としていた９月３日の名称を「軍国主義日本に対する勝利と第二次世界大戦終結の日」に変更する法律に署名した。

同年９月３日、メドベージェフ前大統領は、ロシア極東のユジノサハリンスクの式典に参加し、「日本がウクライナに積極的に援助を行うことで、軍事的対立を招いている」、「日本は歴史の教訓を学び、軍国主義的な計画を破棄すべきだ」などと日本を非難した。

同年10月、プーチン大統領は、ソチで開催された国際情勢をテーマにした「バルダイ会議」に出席し、ウクライナ侵略後、悪化している日本との関係について、「我々が日本に制裁を科したわけではなく、窓を閉ざしたわけではない」、「閉ざした側から申出があれば応じる用意がある」と発言した。

注　ロシア外務省は、日本と北方四島の交流事業のうち、元島民等が島に残された先祖の墓を訪れる「北方墓参」については、「実施に影響しない」としている。

②　ロシアによる対日諸工作等

近年においても、世界各地でロシア情報機関の関与が疑われるスパイ事案が摘発されている中、プーチン大統領は、令和４年（2022年）６月、ロシア対外情報庁（ＳＶＲ）本部においてスピーチを行い、欧米等の対露制裁強化を踏まえ、ＳＶＲに対し「産業・技術分野の発展と防衛力の強化を支援することが優先すべき任務だ」と述べて、外国での情報収集活動を活発化するよう指示した。我が国においても、ロシアの情報機関員が大使館員等の身分で入国し、情報収集活動を活発に行っている。警察では、ソ連崩壊以降、下表のとおり11件の事件を検挙している。

ロシアは、今後も我が国において、大使館員、経済代表団員等を装った情報機関員による先端技術情報の窃取等を行うとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることがないよう、こうした動向に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行っている。

	ソ連崩壊後（平成３年（1991年）12月以降）のロシアによる諜報事件の検挙一覧
1	**【在日ロシア通商代表部代理等による商法違反事件（平成４年５月）】** ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理が、日本人エージェント（電子機器商社役員）に報酬を渡し、最先端科学技術資料等の違法入手を企てた事件
2	**【イリーガル機関員による旅券法違反事件（平成９年７月）】** ＳＶＲに所属するイリーガル機関員（国籍を偽るなど身分を偽装して入国しスパイ活動を行う者）が、昭和40年頃から約30年にわたり我が国内外においてスパイ活動を行っていた事件
3	**【在日ロシア通商代表部員等による業務上横領事件（平成９年11月）】** 日本人翻訳家が、ＳＶＲ機関員とみられる在日ロシア通商代表部員からスパイ工作を受け、約７年にわたりハイテク技術関係のスパイ活動を行っていた事件
4	**【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成12年９月）】** ロシア軍参謀本部情報総局（ＧＲＵ）の機関員とみられる在日ロシア大使館付海軍武官が、海上自衛官から自衛隊内の秘密文書を入手していた事件
5	**【在日ロシア通商代表部員等による秘密保護法違反事件（平成14年３月）】** ＧＲＵ機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、防衛関連会社社長に対し、米国から供与された我が国の「防衛秘密」であるレーダー誘導ミサイル等に関する情報入手を唆していた事件
6	**【在日ロシア通商代表部員等による背任事件（平成17年10月）】** ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、日本人会社員から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手した事件
7	**【在日ロシア通商代表部員等による窃盗事件（平成18年８月）】** ロシア情報機関員とみられるロシア通商代表部員と日本人の元会社員が共謀して、元会社員が勤務していた会社が所有し、管理する可変光減衰器（ＶＯＡ）素子を窃取した事件
8	**【在日ロシア大使館二等書記官等による国家公務員法違反等事件（平成20年１月）】** 元内閣事務官が、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア大使館二等書記官から唆され、内閣情報調査室の秘密を同人に漏らし、現金10万円の賄賂を受け取っていた事件
9	**【在日ロシア大使館付武官等による自衛隊法違反事件（平成27年12月）】** 元陸上自衛隊幹部が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア大使館付武官から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した事件
10	**【在日ロシア通商代表部代表代理等による不正競争防止法違反事件（令和２年１月）】** 通信関連会社の元従業員の男が、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理（当時）から唆され、同社の営業秘密である機密情報を不正に領得した事件
11	**【在日ロシア通商代表部員等による電子計算機使用詐欺事件（令和３年６月）】** 元技術文献調査会社経営者の男が、ロシアの情報機関員と見られる在日ロシア通商代表部員（当時）と共謀の上、自ら使用する目的の範囲内でのみ利用が認められるデータベースサービスを不正に利用して文献を入手した事件

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮をめぐる情勢

① 軍事関係

ア ミサイル発射等の動向



「火星18」型の試験発射
（ＡＦＰ＝時事）

北朝鮮は、令和３年（2021年）１月の朝鮮労働党第８回大会で示した「国防科学発展及び武器体系開発５か年計画」に基づき、軍備増強を進めているところ、令和５年（2023年）３月21日から23日にかけて、「水中爆発により、超強力な放射能の津波を発生させ、敵の艦船集団と主要な作戦港を破壊・掃討する核無人水中攻撃艇の試験」を行ったほか、同年４月13日には、固体燃料推進方式の新型大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）「火星18」型の試験発射を初めて行うなど、令和４年（2022年）に続き、令和５年（2023年）も前例のない頻度と新たな態様でミサイルの発射等を繰り返した。

イ 「衛星」打ち上げをめぐる動向



「衛星」の打ち上げ
（朝鮮通信＝時事）

北朝鮮メディアが、令和５年（2023年）１月１日、令和４年（2022年）12月26日から31日にかけて行われた朝鮮労働党中央委員会第８期第６回全員会議拡大会議（以下「党中央委第８期第６回全員会議」という。）で、金正恩党総書記が「国家宇宙開発局（現・国家航空宇宙技術総局）は最短期間内に朝鮮民主主義人民共和国の最初の軍事衛星を打ち上げるであろう」と言及したと報じる中、同局は、令和５年（2023年）５月31日及び８月24日、それぞれ「衛星」を搭載したロケットを打ち上げたが、いずれも失敗に終わった。

こうした中、国家航空宇宙技術総局は、同年11月21日、同年中３回目となる「衛星」を搭載したロケットの打ち上げを行った。翌22日、北朝鮮メディアは、打ち上げられたロケットは「予定された飛行軌道に沿って正常飛行」し、「衛星」を「軌道に正確に進入させた」と報じた。

なお、我が国政府は、北朝鮮の上記主張について、「北朝鮮が発射した何らかの物体が地球を周回していることを確認した」との見解を示した。

ウ　核をめぐる動向

金正恩党総書記は、党中央委第８期第６回全員会議で、「核弾頭保有量を幾何級数的に増やす」ことなどを基本方針とする「2023年度の核武力及び国防発展の変革的戦略」を明らかにした。



金正恩党総書記「核兵器兵器化事業」現地指導（朝鮮通信＝時事）

北朝鮮は、令和５年（2023年）３月22日及び同月27日に、それぞれ模擬核弾頭を搭載した戦略巡航ミサイルと戦術弾道ミサイルの発射訓練を行い、弾頭部を空中爆発させたほか、朝鮮中央通信は３月28日に、同月27日に行われた金正恩党総書記による「核兵器兵器化事業」の現地指導を写真付きで報じた。また、同年９月に行われた最高人民会議第14期第９回会議では、核武力政策を憲法に明記することが採択され、金正恩党総書記が同会議で「自主と社会主義を抹殺しようとする帝国主義者らの圧制の核が地球上に存在する限り、核保有国の現在の地位を絶対に変更することも譲歩することもしてはならず、逆に核武力を持続的に更に強化していくべき」と強調しており、北朝鮮は、今後も引き続き、核開発にまい進していくとみられる。

②　外政関係

ア　対米国・韓国関係

金正恩党総書記は、党中央委第８期第６回全員会議で、米国が日本や韓国と連携し、「アジア版ＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）のような新たな軍事ブロックを形成することに没頭している」と指摘したほか、最高人民会議第14期第９回会議では、「（米国は）朝鮮半島地域に核戦略資産を常時配備の水準で引き込むことにより、我が共和国に対する核戦争の脅威を史上最悪の水準へと極大化している」などと批判した。



最高人民会議第14期第９回会議（ＡＦＰ＝時事）

また、韓国では、令和４年（2022年）５月、尹錫悦（ユンソンニョル）大統領が就任したことにより５年ぶりに保守政権が発足したところ、同政権は北朝鮮に対して強硬的な姿勢を示している。これに対して、北朝鮮も韓国を「戦争の準備についてまで公然とわめく南朝鮮傀儡らが疑う余地もない我が方の明確な敵」と批判しているほか、「金正恩同志が命令を下しさえすれば、いつでも敵を無慈悲に壊滅させて南半分（韓国）の全領土を平定するという敵撃滅の意志が溶岩のように沸き返っている」などと対決姿勢を先鋭化させている。

イ　対ロシア・中国関係

北朝鮮は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、令和２年（2020年）１月末から人的往来や物流を厳しく制限するなど、徹底した防疫措置を講じてきたところ、令和５年（2023年）７月、戦勝節（朝鮮戦争の休戦協定締結）70周年に当たっては、ロシア及び中国から代表団を招いて、閲兵式などの慶祝行事を行った。



「偉大な祖国解放戦争勝利70周年慶祝閲兵式」
（ＥＰＡ＝時事）

また、金正恩党総書記は、同年９月、ロシアを訪問した。北朝鮮メディアは、金正恩党総書記が同月13日に、ロシア極東アムール州のボストーチヌイ宇宙基地でプーチン大統領と会談し、両首脳らが国際的正義を守護していく上で提起される「重大な問題」と「差し当たっての協力事項」を討議し、「満足のいく合意と見解の一致」を得たと報じた。さらに、ロシアのラブロフ外相も、同年10月18日から19日にかけて、北朝鮮を訪問し、金正恩党総書記と会談するなど、露朝間の協力関係を強化する状況を内外に示した。



ボストーチヌイ宇宙基地を訪問する
金正恩党総書記
（ＡＦＰ＝時事）

こうした中、北朝鮮メディアは、金正恩党総書記が最高人民会議第14期第９回会議で「米国と西側の覇権戦略に反旗を翻した国家との連帯を更に強化していくことに関して強調した」と報じていることから、今後もロシアや中国を念頭に協力関係を強化していくとみられる。

③　内政・経済関係

ア　大規模建設事業の推進

北朝鮮は、令和５年（2023年）２月中、「和盛地区第２段階１万世帯住宅建設」のほか、「江東温室農場建設」及び「平壌市西浦地区新街路建設」（約4,000世帯）といった大規模建設事業の着工式を開催し、人民の生活改善に向けた取組を内外にアピールした。



平壌市西浦地区新街路建設着工式
（朝鮮通信＝時事）

このうち、「平壌市西浦地区新街路建設」については、北朝鮮メディアは朝鮮労働党が青年層に「革命の継承者、労働党の後備隊、社会主義建設の担い手」としての準備をさせるために同建設を委ねたと報じたほか、同着工式に、金正恩党総書記の娘とみられる女児が参加した写真を公

開した。なお、同人は、これまで主にミサイル発射をはじめとする軍事分野での登場が報じられているが経済事業関連行事への出席が報じられたのは、このときのみである。

イ　食糧確保をめぐる動向

北朝鮮は、令和５年（2023年）の課題を示した党中央委第８期第６回会議からわずか２か月後の同年２月26日から３月１日にかけて、当面の「農事問題」と農業発展の長期目標を討議するため、朝鮮労働党中央委員会第８期第７回全員会議拡大会議を開催し、金正恩党総書記が、灌漑システムの完備等の課題を提示するとともに、全ての農場での収穫率を高めるように指導することを指示した。

ウ　人的往来の部分的再開

北朝鮮は、令和５年（2023年）７月の戦勝節70周年慶祝行事に際し、ロシア及び中国から代表団を受け入れたのに続き、同年８月には、カザフスタン・アスタナで開催された「第22回世界テコンドー選手権大会」へ選手団を派遣したほか、高麗航空が平壌－北京間、平壌－ウラジオストク間の運航を再開させるなど、令和２年（2020年）１月から続いてきた人的往来の制限を部分的に解除した。



高麗航空（北京国際空港）の
チェックインカウンター（ＥＰＡ＝時事）

また、朝鮮労働党の機関紙「労働新聞」は、令和５年（2023年）８月27日、北朝鮮帰還後１週間は隔離施設で「医学的監視」を受けることを条件に、「海外滞留の公民の帰還が承認された」とする「国家非常防疫司令部通報（同月26日付）」を掲載したことから、今後、更に人的往来が活発化していくとみられる。

④　対日諸工作

ア　朝鮮総聯（れん）と北朝鮮の関係

朝鮮総聯は、北朝鮮の創建（建国）75周年の節目に合わせて、令和５年９月に、慶祝行事を開催するなど、祝賀ムードを醸成した。

また、金正恩党総書記は、同年９月９日付けで、許宗萬（ホ ジョンマン）朝鮮総聯中央常任委員会議長（以下「許宗萬議長」という。）宛てに、「総聯幹部と在日同胞が、在日朝鮮人運動の新たな全盛期、総聯富興（富み栄えること）の新時代を切り開くための闘争に頑強にまい進することにより、偉大な我が国家第一主義の時代に一層まばゆい愛国の年輪を刻んでいくものと固く信じる」などとする祝電を送った。また、許宗萬議長も、同年９月13日付けの労働新聞に掲載された「祖国は我々の生涯の永遠の懐です」と題する祝賀文において、祖国訪問時の体験を回顧しつつ、歴代指導者や金正恩を礼賛しており、朝鮮総聯と北朝鮮が極めて密接な関係にあることが改めて確認された。

イ　我が国における諸工作等

朝鮮総聯は、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用対象から除外されていることなどを捉え、毎週金曜日、文部科学省庁舎前において、朝鮮学校関係者や支援者と共に、「金曜行動」と称する抗議活動を実施しており、特に令和５年４月21日は、阪神教育闘争[注]から75年の節目に当たることから、朝鮮学校の関係者等が多数活動に参加した。



東京同胞追悼会（共同通信社）

また、朝鮮総聯は、関東大震災の発生から100年に当たり、発災時に起こったとされる「朝鮮人虐殺」を捉えて、同年８月26日に中央報告大会、同年９月１日に東京同胞追悼会等を開催した。朴久好（パクホ）朝鮮総聯中央常任委員会第一副議長は、同報告大会において、我が国政府による真相究明や被害者等への謝罪と補償を求めるなどした。

今後も、朝鮮総聯は、在日朝鮮人や朝鮮学校などの権利擁護や北朝鮮及び朝鮮総聯の活動に対する理解と支援等を得るための働き掛けを行っていくものとみられる。

なお、北朝鮮の情報機関が関与する諸工作も我が国で依然として行われており、令和２年10月に警視庁が逮捕した事件では、日本で会社を経営している韓国籍の被疑者の男が、北朝鮮工作員の指示により、貿易拠点を日本国内に設置して、エネルギー資源に関する取引を行うなどの資金獲得工作を行っていたことが明らかとなっている。

⑤　日朝関係

岸田首相は令和５年５月27日に開催された「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」に出席し、金正恩党総書記に対して、日朝間の懸案を解決する決意を伝え続けるとともに、「私（岸田首相）直轄のハイレベルで協議を行っていきたい」などと言及し、北朝鮮との協議に意欲を示した。

これに対し、北朝鮮の朴尚吉（パクサンギル）外務次官は同月29日に談話を発表し、「既に全て解決された拉致問題」と言及する一方で、日本が過去に縛られず、関係改善の活路を模索しようとするなら、「朝日両国が互いに会うことができない理由はない」との立場を示し、対話の可能性に含みを持たせた。

⑥　対北朝鮮措置に係る違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮による拉致、核・ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、国際社会との緊密な連携の下、関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行するとの観点からも、対北朝鮮措置を講じている。

日本政府は、令和５年４月７日、対北朝鮮措置（全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安全保障理事会の決定等に基づいて制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置並びに北朝鮮との間の輸出入禁止措置）の２年間延長（令和７年４月13日まで）を決定した。

注　昭和23年（1948年）１月、文部省（現・文部科学省）が示した「（朝鮮人子弟のうち）学齢に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない」との方針に基づき、大阪府等の朝鮮人学校に対して閉鎖命令等が出されたことを受け、在日本朝鮮人連盟（現・朝鮮総聯）や在日朝鮮人等による反対運動が日本各地で行われ、特に大阪府や兵庫県では多数の逮捕者が出た。

警察では、こうした対北朝鮮措置の実効性を確保するため、引き続き、関係機関との緊密な連携を図り、同措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを推進していくこととしている。

(2) 北朝鮮による拉致容疑事案等

① 拉致容疑事案等に関する現在の取組

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案１件（被害者２人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案注について、関係機関との連携を図りつつ、全国警察において徹底した捜査・調査を進めており、同事案の真相を解明するために警察庁警備局外事情報部外事課に設置されている特別指導班が、都道府県警察の巡回・招致をして、捜査・調査を担当する職員への具体的な指導、同事案の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、御家族の意向等を勘案しつつ、積極的にＤＮＡ型鑑定資料の採取を実施してきているほか、広く国民から情報提供を求めるため、御家族の同意を得られたものについては、事案の概要等を各都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している。

日本人が被害者である拉致容疑事案（12件17人）

	発生時期	発生場所	被害者　（年齢は当時）	事案（事件）名
1	昭和52年９月	石川県鳳至郡 （現　鳳珠郡）	久米　裕さん（52）	宇出津事件
2	昭和52年10月	鳥取県米子市	松本　京子さん（29）	女性拉致容疑事案
3	昭和52年11月	新潟県新潟市	横田　めぐみさん（13）	少女拉致容疑事案
4	昭和53年６月頃	兵庫県神戸市	田中　実さん（28）	元飲食店店員拉致容疑事案
5	昭和53年６月頃	不明	田口　八重子さん（22）	李恩恵拉致容疑事案
6	昭和53年７月	福井県小浜市	地村　保志さん（23） 地村（旧姓：濱本）富貴恵さん（23）	アベック拉致容疑事案 （福井）（注１）
7	昭和53年７月	新潟県柏崎市	蓮池　薫さん（20） 蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん（22）	アベック拉致容疑事案 （新潟）（注２）
8	昭和53年８月	鹿児島県日置郡 （現　日置市）	市川　修一さん（23） 増元　るみ子さん（24）	アベック拉致容疑事案 （鹿児島）
9	昭和53年８月	新潟県佐渡郡 （現　佐渡市）	曽我　ひとみさん（19） 曽我　ミヨシさん（46）	母娘拉致容疑事案（注３）
10	昭和55年５月頃	欧州	石岡　亨さん（22） 松木　薫さん（26）	欧州における日本人男性拉致容疑事案
11	昭和55年６月	宮崎県宮崎市	原　敕晁さん（43）	辛光洙事件
12	昭和58年７月頃	欧州	有本　恵子さん（23）	欧州における日本人女性拉致容疑事案

注１～３：このうち、地村保志さん、地村（旧姓：濱本）富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池（旧姓：奥土）祐木子さん及び曽我ひとみさんの５人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

注　警察が把握している北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方は、令和５年12月末現在、871人

日本人以外が被害者である拉致容疑事案（１件２人）

発生時期	発生場所	被害者（年齢は当時）	事案（事件）名
昭和49年６月	福井県小浜市	高敬美（コキョンミ）さん（７） 高剛（コガン）さん（３）	姉弟拉致容疑事案

国際手配被疑者（拉致容疑事案関係）

事案（事件）名	姉弟拉致容疑事案	宇出津事件	アベック拉致容疑事案（福井）	アベック拉致容疑事案（新潟）		
被疑者	洪寿恵（ホンスヘ）こと木下陽子	金世鎬（キムセホ）	辛光洙	通称　チェ・スンチョル	通称　ハン・クムニョン	通称　キム・ナムジン
						
国際手配年月	平成19年4月	平成15年1月	平成18年3月	平成18年3月	平成19年2月	平成19年2月

事案（事件）名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		辛光洙事件		欧州における日本人女性拉致容疑事案
被疑者	通称　キム・ミョンスク	森順子（ムラコ）	若林（旧姓：黒田）佐喜子（サキコ）	辛光洙	金吉旭（キムキルソ）（注）	魚本（旧姓：安部）公博
						
国際手配年月	平成18年11月	平成19年7月	平成19年7月	平成18年4月	平成18年4月	平成14年10月

注　令和５年11月、韓国警察から「当該人物は死亡している」との連絡があり、関連捜査を進めている。

②　拉致容疑事案等をめぐる動向

我が国では、拉致問題の解決は最重要課題であるとして、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、政府一体となって取り組んでいる。また、拉致問題の解決には、その重要性について各国の支持と協力を得ることが不可欠であるため、各種国際会議をはじめ、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起している。

岸田首相は、令和５年５月に開催されたＧ７広島サミットにおいて、拉致問題の即時解決に向けた引き続きの理解と協力を求め、各国首脳から全面的な支持を得た。また、同年８月に開催された日米韓首脳会合において、拉致問題は、時間的制約のある人道問題である旨を述べ、拉致問題の即時解決に向け、バイデン大統領及び尹錫悦大統領から改めて力強い支持を得た。

③　今後の取組

北朝鮮による拉致容疑事案は、我が国の主権を侵害し、国民の生命・身体に危険を及ぼす治安上極めて重大な問題である。

警察では、被害者や御家族のお気持ちを十分に受け止め、全ての拉致容疑事案等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げることとしている。

(3) 日韓関係をめぐる動向等

① 旧朝鮮半島出身労働者問題

韓国政府は令和５年（2023年）３月６日、旧朝鮮半島出身労働者問題（以下「労働者問題」という。）をめぐり、平成30年（2018年）に確定した韓国大法院（日本の「最高裁判所」に相当）判決において、同院が日本企業に命じた原告らへの判決金（「賠償金」）を韓国政府傘下の「日帝強制動員被害者支援財団」が支払うことを正式に発表した。

韓国政府による発表を受け、岸田首相は、発表当日に会見を開き、「今回の韓国政府の措置は、日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価しております」と言及した。その後、令和５年３月16日に行われた日韓首脳会談では、日韓両首脳が形式にとらわれず頻繁に訪問する「シャトル外交」を再開させることで一致するなど、日韓関係改善の気運が高まりを見せることとなった。

しかし、支払い対象者の中には、韓国政府の解決策を拒否している者もいることから、同問題の解決への見通しは依然として不透明な状況にある。

② 日韓関係の改善

日韓両首脳は、令和５年中、対面形式による会談を７回行うなど、文在寅（ムンジェイン）前政権下において、戦後最悪といわれるまで悪化した日韓関係は改善傾向にある。

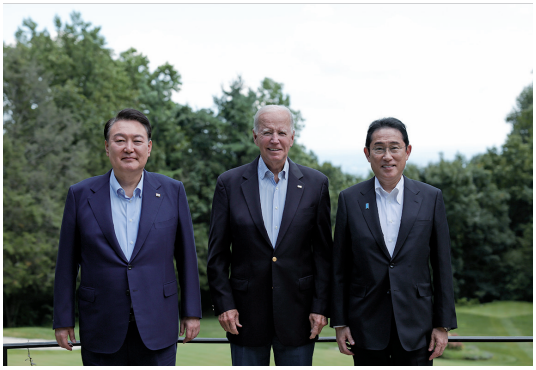
こうした日韓関係改善は各分野で影響を及ぼしている。韓国外交部は、令和５年３月21日、令和元年に韓国政府が破棄通告を行った日韓の軍事情報包括保護協定（ＧＳＯＭＩＡ）の正常化について、外交ルートを通じて日本側に正式に通知したと発表した。

また、経済産業省が、同月23日、我が国が令和元年に行った韓国への半導体材料３品目に対する輸出管理の厳格化措置の緩和を発表すると、韓国政府も同日、我が国による厳格化措置を受けて進めてきたＷＴＯの紛争解決手続を撤回すると発表した。さらに、経済産業省は、同年７月21日から、輸出手続を簡略化する優遇国「グループＡ（いわゆるホワイト国）」に韓国を再指定（令和元年に除外）したことで、同国に対する輸出管理に係る厳格化措置は全て解除されることとなった。

さらに、日米韓３か国の首脳は、同年８月18日、米国・キャンプデービッドでマルチ会合の機会ではない単独の日米韓首脳会合を史上初めて行い、日米韓の安保協力を新たな高みに引き上げることで一致するなどした。



日韓首脳会談（ＥＰＡ＝時事）



日米韓首脳会合（ＥＰＡ＝時事）

③　東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出問題

韓国政府は、令和５年（2023年）８月22日、日本政府が東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出を同月24日にも始めると決めたことを受け、「汚染水（処理水）放出に計画上の科学的・技術的な問題はない」とした上で、「放出に賛成または支持しているわけではない」との立場を示したほか、同年８月24日の処理水放出当日には韓悳洙（ハンドクス）首相が「科学的基準と国際的手続きに従って放出されるのであれば、過度に心配する必要はないというのが世界中の専門家の共通意見だ」との談話を発表した。



首相官邸前で行われた抗議活動（時事）

その一方で、韓国の野党議員や水産業者らが同年７月10日に来日し、首相官邸や国会前で我が国の市民団体と共に、処理水の海洋放出反対を訴える抗議活動を行ったほか、韓国・ソウルでは、市民団体等が処理水の海洋放出前から反対等を訴える大規模な集会を行い、日韓両政府の対応を批判するなど、我が国の措置をめぐり、韓国内で意見が分かれている。

4　経済安全保障に関する取組

(1)　情勢認識

近年、国際情勢の複雑化、ＡＩ、量子技術等の革新的技術の出現、宇宙・サイバー・電磁波といった安全保障における新たな領域の誕生等により、安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大しているとの認識が広がっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により世界中でサプライチェーンの寸断が見られたことなどから、サプライチェーンのぜい弱性が顕在化した。



イノベーション保護のための５原則
（英国保安庁（ＭＩ５）ウェブサイト）

このような情勢を踏まえ、諸外国では産業基盤強化の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関連する施策が推進されている。

海外においては、令和５年（2023年）10月17日、ファイブ・アイズ注を構成する５か国の情報機関の長が初めて公の場に集まり、米国連邦捜査局（ＦＢＩ）等の主催により新興技術とイノベーション・セキュリティの確保に関する会合が開催された。同会合において、特に中国に

注　ファイブ・アイズは、米英が立ち上げた機密情報共有の枠組みの呼称であり、米国・英国のほか、豪州、カナダ及びニュージーランドが参加している。

よる技術窃取の脅威について言及がなされ、企業や研究機関が自らの知的財産や技術を産業スパイから保護するための「イノベーション保護のための５原則」が示された。

我が国には、規模の大小を問わず、先端技術に関する情報を保有する企業が多数存在しており、これらの企業が保有する技術情報等の中には軍事転用可能なものもある。これらの技術情報等が国外に流出した場合、企業や研究機関の国際競争力が低下するだけでなく、我が国の安全保障上重大な影響が生じかねない。経済構造の自律性の向上や技術の優位性・不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守るという経済安全保障の取組が進められている中、警察も、情報技術等の国外への流出防止に積極的に取り組むことが期待されている。

我が国においては、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として所要の制度を創設することを内容とする経済安全保障推進法[注1]が、第208回通常国会において成立（令和４年５月）し、その着実な施行を含め、必要な取組が進められている。

警察では、令和４年４月、警察庁に経済安全保障室を設置し、技術情報等の流出防止に向けた取組を推進している。

(2) 技術流出防止に向けた取組

① 取締り

警察では、従来から、安全保障貿易管理の実効性を確保する取組の一環として、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを徹底することで、国際社会における安全保障上の重大な脅威の排除に貢献してきた。例えば、令和３年７月には、軍用ドローンの推進装置に使用するなど軍事転用が可能なモーター150個を、経済産業大臣の許可を受けないで中国企業に輸出しようとしたとして、警視庁が制御用電子機器等の製造販売会社とその代表取締役を外為法[注2]違反（無許可輸出未遂）で検挙した。

不正輸出対策の重要性は、我が国の安全保障環境のみならず、国際情勢全体の安定化のためにも不変だが、経済安全保障の観点からは、輸出管理の側面からの取組のみならず、広く先端技術に関する情報の流出にも対応することが求められている。このため、警察では、産業スパイ事案やサイバー事案の実態解明・取締りについても強化している。例えば、我が国では、大手通信関連会社の従業員が、平成31年２月から同年３月にかけて、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部代表代理から唆され同社の営業秘密である無線基地局の実証実験に関する情報を不正に領得したとして、令和２年５月までに、警視庁が両人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）等で検挙した。

また、国立研究開発法人の研究員が、平成30年４月、同法人の営業秘密であるフッ素化合物に関する技術情報が記載されたファイルデータを中国所在企業のメールアドレスに送信して開示したとして、令和５年６月、警視庁が同人を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で逮捕した。

注１　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

注２　外国為替及び外国貿易法

② アウトリーチ活動



パンフレット
「技術流出の防止に向けて」



パンフレット
「技術流出の防止」

技術情報等は、様々な経済活動を通じて外国に流出することが懸念されており、こうした流出を未然に防止するためには、技術情報等を扱う企業等による自主的な対策が欠かせない。警察では、技術情報等を扱う企業等に対し、捜査等を通じて把握した技術情報等の獲得に向けた外国からの働き掛けの手口に関する情報やその対策に資する情報を提供する、いわゆるアウトリーチ活動を強化することで、企業等の対策を支援している。こうした活動は、全国各地に所在している警察署を基盤とし、地域住民の生活に密着して犯罪の予防等に当たる我が国の警察の特性を生かして行っている。また、多くの都道府県警察において、経済産業省、経済団体等との連携を強化している。

こうした都道府県警察の取組に加え、警察庁も大企業や経済団体等へのアウトリーチ活動を行い、国レベルでの官民協力を推進しており、令和５年末までに、警察庁から延べ約2,800の企業等に情報提供を実施した。

警察によるアウトリーチ活動では、警察庁が作成した技術情報等の流出防止対策を呼び掛けるためのパンフレットを活用している。パンフレットでは、技術情報等の流出防止に向け、「企業やアカデミアに守ってほしい３つのＳ」として「Ｓｅｅ（相手・書類をよく見る）」、「Ｓｔｏｐ（立ち止まってリスクを把握する）」、「Ｓｈａｒｅ（共有する・相談する）」を紹介している。

さらに、警察庁ホームページ注において、経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画を公開するなど、様々な形での情報提供を実施している。



経済安全保障をめぐる情勢や事例・対策をまとめた動画

注　警察庁特設ページ「技術流出の防止に向けて」
https://www.npa.go.jp/bureau/security/economic-security/index.html

5 偽情報

(1) 情勢認識

近年、国際社会では国家間の競争が顕在化する中で、いわゆる伝統的な安全保障領域にとどまらない動きが指摘されている。

令和４年（2022年）２月に開始されたロシアのウクライナ侵略においては、軍事的手段に加え、ＳＮＳを通じた偽情報の拡散等が複合的に用いられているほか、中国も、世論戦、心理戦及び法律戦からなるいわゆる三戦を重視し、軍事力以外の要素も注視しているとされている。

偽情報等の拡散は、普遍的価値に対する脅威であるのみならず、我が国の治安にも悪影響をもたらし得るものであるところ、生成ＡＩ技術の発展に伴い、巧妙な偽情報が大量に生成・拡散されるリスクへの対応が重要な課題となってきている。

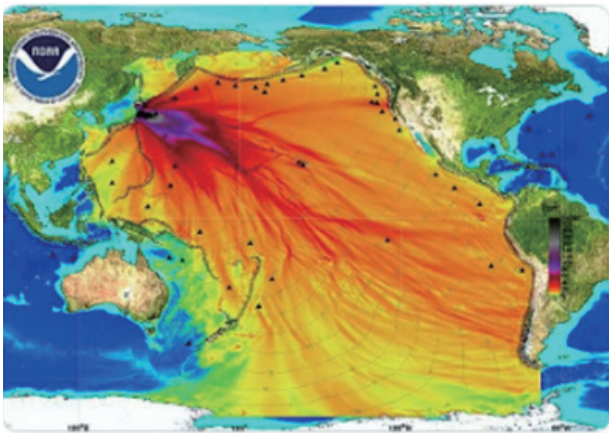
(2) 国際情勢

ロシアによるウクライナ侵略では、令和５年（2023年）11月、ザルジニー・ウクライナ軍総司令官が、ゼレンスキー大統領を批判しつつウクライナ国民に軍事蜂起を呼び掛ける虚偽のディープフェイク動画がインターネットに拡散され、ウクライナ政府傘下の偽情報対策センターが注意喚起を行った。

中国については、同年４月、米国司法省が、偽のソーシャルメディアアカウントを作成・使用し、米国居住の中国政府に批判的な中国人に対する嫌がらせや脅迫等の抑圧活動に関与したなどとして、中国公安部職員34人（いずれも中国居住とみられる）が起訴されたと発表したが、その際、「中国政府は、米国内の反体制派を攻撃するために、偽情報とプロパガンダを拡散した」と指摘した。また、同年９月、米国国務省は、中国の情報戦に関する初の報告書を発表し、同報告書で、「中国は海外の情報操作に毎年数十億ドルを費やし、自国と中国共産党に対する肯定的な見方を広めるために、虚偽又は偏った情報を用いている」と言及した。

(3) 我が国における情勢等

我が国では、令和５年８月の東京電力福島第一原子力発電所におけるＡＬＰＳ処理水の海洋放出開始に際し、必ずしも外国政府を背景としたものであるかは判然としないものの、過去の津波到達シミュレーション映像を悪用し、ＡＬＰＳ処理水が危険であるかのように主張する偽情報が拡散された事例等が確認されている。



偽情報に悪用された映像
（米国海洋大気庁ウェブサイト）

政府では、国家安全保障戦略（令和４年12月閣議決定）における、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化等のための新たな体制を政府内に整備する旨の記載を踏まえた体制が内閣官房に整備され、偽情報等に対する取組を政府一体となって推進している。

警察においても、関係省庁等と連携し、情報の収集・分析に努めているほか、違法行為を認知した場合には、厳正に対処していくこととしている。

6 不法滞在者対策

(1) 外国人入国者等の動向

令和５年末時点の訪日外国人旅行者数は約2,507万人（日本政府観光局（ＪＮＴＯ）推計値）で、新型コロナウイルス感染症感染拡大による出入国制限が緩和された影響により、前年同期と比較して約2,123万人の増加となった。

また、同年６月末時点の在留外国人数[注]は約322万人と、令和４年12月末時点と比較して約15万人増加した（出入国在留管理庁発表）。

(2) 外国人の在留をめぐる問題と対策

令和５年７月１日時点の我が国における不法残留者の数は、７万9,101人であり、同年１月１日時点と比較して8,610人増加した（出入国在留管理庁発表）。国籍別では、多い順に、ベトナム、タイ、韓国、中国となっている。在留資格別では、多い順に「短期滞在」、「技能実習」、「特定活動」、「留学」となっている。不法残留者の多くは、警察や出入国在留管理官署による摘発を逃れるために、偽造証明書を使用して在留資格を偽るなどして、不法に就労しているほか、在留資格に応じた活動でないことを承知の上で、外国人に仕事をあっせんするブローカーや資格外活動許可の範囲を逸脱して働かせる雇用先も存在するなど、不法滞在や不法就労等の手口は悪質化・巧妙化している。

警察が取締りを実施した結果、令和５年末時点における来日外国人に係る入管法違反の送致人員は3,906人と、前年同期と比較して1,091人の増加、同法第65条による入国警備官への引渡し人員は331人と、前年同期と比較して217人の増加となった。

今後も、偽造技術の向上による精巧な各種偽造証明書の流通や、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されることから、警察では、出入国在留管理官署と連携して不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や不法就労等の手段である旅券・在留カード等の偽変造、虚偽申請等に係る犯罪に対する取締りを行っていくこととしている。

注　中長期在留者と特別永住者を合わせた数

第4章 国際テロ情勢

1 イスラム過激派と我が国に対するテロの脅威

(1) イスラム過激派

ＩＳＩＬ（いわゆるイスラム国）は、平成31年（2019年）３月、イラク及びシリアにおける全ての支配地域を失い、令和元年（2019年）10月には、米国の作戦行動により初代指導者バグダーディが殺害された。２代目指導者アブ・イブラヒム・アル・ハシミ・アル・クラシ（アミール・ムハンマド・サイード・アブダル・ラフマン・アル・サルビ）も、令和４年（2022年）２月、米国の作戦行動により、死亡した。

３代目指導者アブ・アル・ハサン・アル・ハシミ・アル・クラシも同年10月に死亡したとされ、４代目指導者アブ・アル・フセイン・アル・フセイニ・アル・クラシも令和５年（2023年）４月、トルコ当局の作戦行動により死亡したとされる。

現在は、同年８月に就任した５代目指導者アブ・ハフス・アル・ハシミ・アル・クラシに対し、ＩＳＩＬの「州」を称する各地の関連組織が忠誠を表明している。

ＩＳＩＬは、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、従前から、「対ＩＳＩＬ有志連合」参加国等に対するテロの実行を呼び掛けている。

また、イラク及びシリアでＩＳＩＬが支配地域を失ったことにより、両国における外国人戦闘員及びその家族の多くが同地を離れて、母国又は第三国に渡航してテロを行う危険性が指摘されてきた。一方で、旧支配地域に残留する者の一部は、いまだ拘束されずに活動を継続しており、その脅威は継続している。さらに、戦闘員以外の女性や子供の帰還についても、同人らが過激思想に感化されている可能性を考慮すれば、帰国後にテロ対策上の脅威と



ＩＳＩＬ４代目指導者が潜伏していたとされる住居
（ＡＰ／アフロ）



ザワヒリ殺害を発表するバイデン・米国大統領
（ＡＦＰ＝時事）

なることが懸念されている。

アル・カーイダ（以下「ＡＱ」という。）は、近年、各国のテロ対策作戦により、関連組織を含む幹部の殺害等によるグループ指導部の損失に直面している。令和４年（2022年）７月には、指導者アイマン・アル・ザワヒリが米国の作戦により殺害された。新指導者の発表は未だ確認されていない一方、中東やアフリカにおいて活動するＡＱ関連組織は、現地政府・治安機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。

特に、令和５年（2023年）10月に発生したイスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との武力衝突を受け、ＩＳＩＬ、ＡＱ及びその関連組織や支持者らは、欧米権益等に対するテロ実行の呼び掛けを強化しており、各国で同情勢に関係するとみられるテロ事件が発生するなど、国際テロを取り巻く情勢は、依然として厳しい状況にあるといえる。



イスラエルに向けて発射されるハマスのロケット弾
（ＥＰＡ＝時事）

このほか、令和３年（2021年）８月にタリバーンが実権を掌握したアフガニスタンでは、同地域を拠点とするＩＳＩＬ－Ｋ[注]によるテロ事件が発生するなど、不安定な治安情勢が継続しているほか、タリバーンはＡＱとの密接な関係が指摘されており、ＡＱの活動が活発化することが懸念されている。

(2) 我が国を標的とするテロの脅威

平成25年（2013年）１月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件、平成31年（2019年）４月のスリランカにおける爆弾テロ事件等、邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案が現実に発生しており、今後も、邦人がテロや誘拐の被害に遭うことが懸念される。



在アルジェリア邦人に対するテロ事件
（Avalon/時事通信フォト）

実際に平成27年（2015年）のシリアにおける邦人殺害テロ事件では、ＩＳＩＬによって配信された動画において、日本政府がテロの標的として名指しされ、今後も邦人をテロの標的とすることが示唆された。その後も、ＩＳＩＬはオンライン

注　Islamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）

機関誌「ダービク」において、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しした。

ＡＱについても、平成24年（2012年）５月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料によれば、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘していたことが明らかとなっているほか、米国で拘束中のＡＱ幹部ハリド・シェイク・モハメドの供述によれば、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画等に関与したことなども明らかになっている。こうした資料や供述は、米軍基地等の米国権益が多数存在する我が国に対するイスラム過激派組織によるテロの脅威の一端を明らかにしたものといえる。



ＩＳＩＬがインターネット上に配信したオンライン機関誌「アル・ナバア」

また、欧米では、ＩＳＩＬやＡＱ等によるインターネット上のプロパガンダに影響されて過激化したとみられる者によるテロ事件が数多く発生している。我が国においても、ＩＳＩＬ関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でＩＳＩＬへの支持を表明する者が国内に存在しており、ＩＳＩＬやＡＱ等の過激思想に影響を受けた者によるテロ事件が日本国内で発生する可能性も否定できない。過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、欧米と同様に過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。

2 日本赤軍及び「よど号」グループ

(1) 日本赤軍

日本赤軍は、平成13年４月、最高幹部・重信房子が日本赤軍の「解散」を宣言し、後に組織も「解散」を表明した。しかし、いまだに過去に引き起こしたテロ事件を称賛していること、現在も７人の構成員が依然として逃亡中であることなどから、「解散」はテロ組織としての本質の隠蔽を狙った形だけのものに過ぎず、テロ組織としての危



国際手配中の日本赤軍メンバー

険性がなくなったとみることはできない。警察では、国内外の関係機関と連携を強化し、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組を推進している。

(2) 「よど号」グループ

昭和45年（1970年）３月、共産主義者同盟赤軍派の田宮高麿ら９人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。

現在、ハイジャックに関与した被疑者５人及びその妻３人が北朝鮮にとどまっているとみられており注、このうち３人については、日本人を拉致した容疑で逮捕状の発付を得ている。



国際手配中の「よど号」グループ

警察では、「よど号」犯人らを国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対して身柄の引渡し要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。

3 国際テロ対策等

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。テロ情勢も依然として予断を許さない状況にあり、テロ対策等を講じ、良好な治安を確保していくことは極めて重要な課題である。これらを含めた様々な課題に的確に対処するため、令和４年12月20日、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」が第35回犯罪対策閣僚会議において決定されるとともに、閣議決定されたところ、警察では、同戦略を踏まえテロ対策を推進している。


犯罪対策閣僚会議で発言する岸田首相
（時事）

警察庁では、これまでも平成27年６月に、我が国におけるテロの未然防止及びテロへの対処体制の強化のため、警察が重点的に取り組むべき事項を「警察庁国際テロ対策強化要綱」として取りまとめ、決定・公表し、同要綱に基づき、情報収集・分析、出入国在留管理庁及び税関

注　ハイジャックに関与した被疑者１人及びその妻１人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

との協力の下での顔画像情報や指紋情報等を活用した水際対策、警戒警備、違法行為取締りと事態対処、官民連携といったテロ対策を推進してきた。また、平成27年（2015年）11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件を受け、爆発物の原料となり得る化学物質への対策、不特定多数の者が集まる施設等への対策等、各種テロ対策を強化している。

さらに、平成29年（2017年）には、５月の英国・マンチェスターのコンサートホールにおける自爆テロ事件、８月のスペイン・バルセロナ等における車両等使用テロ事件をはじめ、世界各地でテロが相次いで発生したことから、警察では、テロ関連情報の収集のほか、不特定多数の者が集まる施設等について、制服を着用した警察官による巡回の実施や、パトカーの活用等により「見せる警戒」を実施するとともに、施設管理者に対して職員や警備員による巡回強化により自主警備を強化するよう働き掛けるなどして、テロへの警戒を強化している。



マンチェスターの自爆テロ事件を受けて警戒する警察官（時事）

(1) 情報の収集・分析と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、幅広い情報の収集及び的確な分析が不可欠である。テロは極めて秘匿性の高い行為であり、関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、警察庁警備局外事情報部を中心に各国治安情報機関等との連携を一層緊密化している。

また、インターネット上の情報収集・分析の重要性がこれまで以上に増しているところ、インターネット上に公開されたテロ等関連情報の収集・分析を強化するために、平成28年４月、警察庁警備局に「インターネット・オシントセンター」を設置した。こうした活動を通じてテロ関連情報の収集・分析を強化するとともに、その総合的な分析結果を重要施設の警戒警備等の諸対策に活用している。情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。さらに、警察では、邦人や我が国の権益に関係する重大テロが国外で発生した場合には、情報収集や現地治安機関に対する捜査支援等のため、職員を現地に派遣することとしている。

(2) 爆発物の原料となり得る化学物質を販売・管理する事業者等に対する管理者対策

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売等で容易に入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する

事件や化学物質を保管管理している学校からの窃取事案が発生している。

このため、警察では、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び文部科学省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体、学校等に対する周知・指導を要請している。また、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における身分証による本人確認や使用目的等の確認の徹底、不審情報の通報等を要請しているほか、これらの化学物質を含有する家庭用品についても、購入者に不審点が認められる場合には本人確認や使用目的等の確認を行うことなどを要請している。さらに、これらの要請が確実に実施されるよう、実際に接客に当たる従業員に対し、不審購入者の来店や電話による問合せがあった場合を想定した体験型の訓練（ロールプレイング型訓練）を行っている。あわせて、学校等に対して、化学物質の適切な保管管理等を要請している。

爆発物の原料となり得る化学物質

化学物質	用途例
硫酸	試薬、バッテリー
塩酸	試薬、トイレ洗浄剤、バッテリー
硝酸	試薬、浴場洗浄剤、トイレ洗浄剤
過酸化水素	試薬、漂白剤、消毒液
塩素酸カリウム	試薬、マッチ、花火
塩素酸ナトリウム	試薬、除草剤、花火
尿素	試薬、肥料
硝酸カリウム	試薬、肥料
硝酸アンモニウム	試薬、肥料、瞬間冷却剤
アセトン	試薬、有機溶剤、除光液
ヘキサミン	試薬、固形燃料

加えて、警察では、サイバーパトロール等により、爆発物の製造方法等に関する有害情報の把握に努めるとともに、把握した場合には、サイト管理者等に対する削除依頼を行っている。



購入者に対する本人確認への協力を求めるポップ広告



警察と薬局の従業員のロールプレイング型訓練

このほか、諸外国において産業用爆薬を使用したテロ事件が発生している事態を踏まえて、火薬類そのものの流出を防止するため、火薬類取扱事業者との連携を強化している。

警察では、販売事業者等から得られた不審情報を集約・分析するなどして、爆発物を用いたテロの未然防止を図っている。

(3) 国際協力の推進

テロ対策を推進するためには、世界各国との連携・協力が必要不可欠である。令和５年12月にはＧ７内務・安全担当大臣会合が日本で開催されるなど、サミットや国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察・治安情報機関間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、Ｇ７ローマ／リヨン・グループ会合をはじめとする各種国際会議に出席し、国際テロ対策に関する議論に参加するとともに、国際テロ対策に関する二国間協力及び多国間協力を推進するため、「二国間テロ対策協議」及び「地域テロ対策協議」を主催して、協力関係の構築、情報交換、関連施設の視察等を行っている。また、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）と「国際テロ対策セミナー」を共催し、アジア、中東、アフリカ等から警察・治安情報機関担当者を招へいして、国際テロ対策に関するノウハウを提供している。



Ｇ７内務・安全担当大臣会合
（共同通信社）

なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大で、令和２年以降、多くの各種国際会議等が延期、中止又はリモート開催されることとなったが、令和５年中はこれら会議が従来どおりに再開している。テロ関連情報の収集・分析能力の強化及び各国治安情報機関との関係強化の観点から、こうした国際協力は極めて重要であり、警察庁では、今後とも積極的に推進していくこととしている。

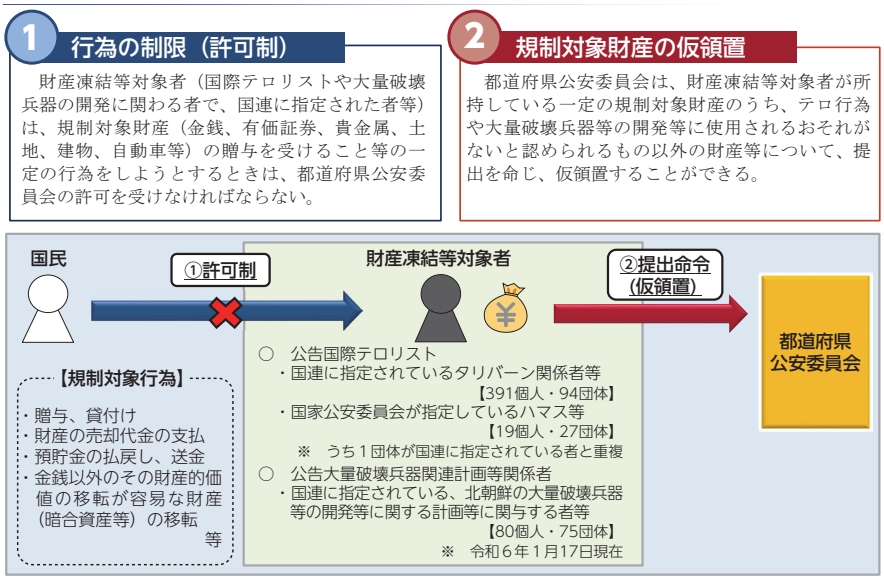
このほか、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1267号等が求めている国際テロリストの財産の凍結等にも取り組んでおり、平成27年10月には、従来、外為法では規制されていなかった国際テロリストに係る国内取引を規制する、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）が施行された。

また、令和３年６月のＦＡＴＦ[注1]（金融活動作業部会）全体会合で採択された第４次対日相互審査結果報告書において、国連安全保障理事会決議によりその財産の凍結等の措置を取るべきこととされている大量破壊兵器関連計画等関係者[注2]に係る居住者間取引（国内取引）について制限措置を確実に実施するための法改正を行うよう指摘を受けた。このような中で、令和４年12月、第210回国会で、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に

注１　Financial Action Task Force on Money Launderingの略。マネー・ロンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融（大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与）対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合

注２　特定の国又は地域による大量破壊兵器の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援を行う者

関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立した。これにより、国際テロリスト財産凍結法が改正され、法律名が「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」(以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。)に改められ、大量破壊兵器関連計画等関係者が新たに財産の凍結等の対象とされた。我が国では、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき、410個人120団体(令和６年１月17日時点)の国際テロリスト及び80個人75団体の大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。



国際テロリスト等財産凍結法の概要

(4) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、空港・港湾危機管理(担当)官を置き、水際対策を強化している。

テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム(ＡＰＩＳ)、外国人個人識別情報認証システム(ＢＩＣＳ)及び乗客予約記録(ＰＮＲ)が運用されており、警察では、関係機関と連携して水際対策の強化を図っている。



関係機関との水際対策訓練
(４月、石川)

第5章 サイバー情勢

1 情　勢

(1) サイバー空間における脅威

サイバー空間は、地域や年齢、性別を問わず、全国民が参加し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、金融、航空、鉄道、医療等といった国民生活や社会経済活動を支える基盤となる機能から、警察や防衛といった治安や安全保障に関わる国家機能に至るまで、あらゆる場面で実空間とサイバー空間の融合が進んでいる。

こうした中、国内において被害が拡大を続けるランサムウェアの感染被害では、サプライチェーン全体の事業活動や地域の社会経済活動に影響を及ぼす事例が確認されるとともに、国家を背景に持つサイバー攻撃の存在が明らかになるなど、サイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いている。

(2) 国際情勢

近年、世界各地で機密情報や知的財産の窃取、重要インフラの機能停止等を企図したとみられるサイバー攻撃が相次いで発生している。こうした攻撃の中には国家の関与が疑われている攻撃も数多く存在し、今後も世界的規模でのサイバー攻撃の発生が懸念される。

① 中国

中国は、軍事関連企業、先端技術保有企業等の情報窃取を目的として、サイバー攻撃を行っているとみられている。

事例　サイバー攻撃集団「APT40」構成員の起訴

令和３年（2021年）７月、米国司法省は、航空、防衛、バイオ医薬品分野等に関する情報を標的として、米国、英国、ドイツをはじめとした複数の国々にサイバー攻撃を行っていたとして、サイバー攻撃集団「ＡＰＴ40」の構成員４人を起訴したと発表した。標的とされた情報には、潜水艦及び自動運転車に関する機微な技術情報、感染症に関する研究情報等が含まれていたとしている。

事例　サイバー攻撃集団「Volt Typhoon」による重要インフラ等を標的とした攻撃

令和５年（2023年）５月、米国国家安全保障局（ＮＳＡ）、米国国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラストラクチャセキュリティ庁（ＣＩＳＡ）及び米国連邦捜査局（ＦＢＩ）は、ファイブ・アイズ諸国の関係機関と合同で、中国を背景とするサイバー攻撃集団「Volt Typhoon」と関連があるとみられる、Living off the Land（環境寄生型）攻撃の手法を用いた昨今のサイバー攻撃活動に関する注意喚起を実施した。協力関係にある民間企業の分析によると、「Volt Typhoon」は令和３年（2021年）中頃から活発に活動し、米国の通信、製造、公共設備、交通、ＩＴ等の分野の重要インフラ事業者等を標的としている。本注意喚起では、世界各国の他の分野の事業者等に対しても「Volt Typhoon」による同様の攻撃がなされている可能性が示唆された。

事例　サイバー攻撃集団「Storm-0558」によるOutlookメールを狙った不正アクセス事案

令和５年（2023年）７月、米国Microsoft社は、中国を背景とするサイバー攻撃集団「Storm-0558」が、同年５月から政府機関を含む約25の組織やそれらの組織と関連のある個人顧客のOutlookメールに不正にアクセスしていたとする調査結果を発表した。これに合わせて、ＣＩＳＡ及びＦＢＩは、重要インフラ事業者等に対し、使用している当該メールサービス環境の監視を強化するよう注意喚起を実施した。

②　ロシア

ロシアは、軍事的及び政治的目的の達成に向けて影響力を行使するため、重要インフラ事業者に被害を与えるサイバー攻撃や、他国の国政選挙に影響を及ぼすためのサイバー攻撃等を行っているとみられている。

事例　米国の政府機関、重要インフラ事業者等を標的としたサイバー攻撃事案

令和２年（2020年)12月、ＣＩＳＡは、遅くとも同年３月から米国の政府機関、重要インフラ事業者等が同国の大手ソフトウェア開発企業SolarWinds社製ソフトウェアのぜい弱性を利用したサイバー攻撃の被害を受けているとして、必要な対策を講じるよう注意喚起を実施した。また、令和３年（2021年）４月、米国は、本件に関連して、対ロシア制裁を発動する大統領令を発出し、外交官10人の追放、32の団体・個人への制裁対象追加等の措置が発動された。また、米国は、当該サイバー攻撃については、ロシア対外情報庁（ＳＶＲ）を背景とするサイバー攻撃集団「ＡＰＴ29」が実行したと断定している。

事例　国際衛星通信へのサイバー攻撃

令和４年（2022年）５月、ファイブ・アイズ諸国、ＥＵ及びウクライナは、ロシア政府が国際衛星通信へのサイバー攻撃を行い、欧州全域に影響を及ぼしたとして、非難声明を発表した。同攻撃はロシアによるウクライナ侵略の約１時間前に行われ、通信会社「ViaSat」が運営する衛星ネットワークが標的とされた。

事例　ロシアの世界規模のサイバーインテリジェンスネットワークの破壊作戦

令和５年（2023年）５月、米国司法省は、「Snake」と呼ばれる高度なマルウェアに感染した世界中のコンピュータによって構成されるＰ２Ｐネットワークを破壊するための「MEDUSA」作戦を実施したと発表した。ロシア連邦保安庁（ＦＳＢ）は、「Snake」を開発し、約20年にわたって少なくとも50か国の政府、ジャーナリスト等から、「Snake」によるネットワークを利用して機密文書を窃取していたとされている。また、同日、ＦＢＩ、ＮＳＡ、ＣＩＳＡ及び米軍サイバー国家任務部隊（ＣＮＭＦ）は、ファイブ・アイズ諸国の関係機関と合同で、「Snake」に関する注意喚起を実施した。

③ 北朝鮮

北朝鮮は、政治目標の達成や外貨獲得を目的として、様々な形でサイバー攻撃を行っているとみられている。

事例　サイバー攻撃集団「Lazarus」による暗号資産関係事業者を標的とした攻撃

令和４年（2022年）10月、北朝鮮当局の下部組織とされる「Lazarus」と呼称されるサイバー攻撃集団が、数年来、日本国内の暗号資産関係事業者を標的としたサイバー攻撃を行っていると強く推察される状況にあることが、日本の関係都道府県警察やサイバー特別捜査隊の捜査等によって判明したことから、警察庁は、金融庁及び内閣サイバーセキュリティセンターと連名で注意喚起を実施した。

事例　シンクタンク、学術研究機関、メディア関係者等を狙った北朝鮮の標的型攻撃

令和５年（2023年）６月、ＦＢＩ、米国国務省及びＮＳＡは、韓国国家情報局、韓国警察庁及び韓国外務省と合同で、北朝鮮偵察総局（ＲＧＢ）の「Kimsuky」による、シンクタンク、学術研究機関、メディア等の職員を狙った標的型攻撃に関する注意喚起を実施した。注意喚起によると、「Kimsuky」は、実在するジャーナリスト、学者等を装った標的型メール攻撃を実行することが知られており、北朝鮮は、標的の文書、通信等に不正にアクセスすることで、地政学的動向、外交戦略、外交的取組等に関する情報の収集を狙っているとしている。

事例　北朝鮮のサイバー攻撃による暗号資産窃取により約17億米ドルの被害

令和５年（2023年）10月、国連安全保障理事会は、北朝鮮制裁委員会専門家パネルの2023年中間報告書を公表し、令和４年（2022年）の「Lazarus」等の北朝鮮が支援するサイバー攻撃集団による暗号資産窃取の被害額が約17億米ドル相当となり、令和３年（2021年）の窃取額の３倍以上に及んだことや、北朝鮮が、核開発計画の資金調達のために暗号資産の窃取を重視していることを指摘した。

(3) 国内の被害情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）事案等が多発している。

令和５年には、行政機関、民間事業者、学術研究機関等に対する情報窃取を企図した不正アクセス事案や、重要インフラ等の機能に障害を発生させ、社会経済活動に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案が発生した。このほか、政府機関や民間企業等のウェブサイトの閲覧障害が発生するなどのサイバー攻撃事案が発生している。

事例　情報窃取を企図した不正アクセス事案

○　令和４年12月、大手システム事業者は、同社が提供するインターネットサービスを構成する一部のネットワーク機器に関して、外部に不正な通信が行われていたことを確認したと発表した。また、令和５年２月、同社は本件調査結果を公表し、不正通信が行われた時間帯に当該ネットワーク機器を通過していた通信情報が、技術的に外部から窃取可能な状態になっていたことが判明したと発表した。

○　令和５年４月、電子部品関連企業は、同社ネットワークが不正アクセスを受け、ファイルサーバのデータの一部が不正に読み出された可能性があると発表した。また、同年６月、同社は、本件が海外子会社を経由して複数のファイルサーバに不正アクセスされたものであることを発表した。

○　同年８月以降、複数の行政機関等は、電子メール関連システムに関係する機器のぜい弱性を悪用したとみられる不正アクセスを受け、メールデータの一部が外部に漏えいした可能性があると発表した。

○　同年８月、国内の学術研究機関は、令和４年８月に同機関のウェブサーバに対して不正アクセスがなされ、システムの構成情報が漏えいした可能性があることを発表した。同発表では、平成27年（2015年）には、今回の攻撃の起点となる不正なツールがシステム内部に設置されていたことが報告されている。

○　同年10月、国内の学術研究機関は、職員が使用するコンピュータが標的型メール攻撃によりマルウェアに感染した結果、不正アクセスを受け、同年５月頃に個人情報等の情報が漏えいした可能性があると発表した。

○　同年10月、国内の学術研究機関は、同機関がファイル転送サービスとして利用していたオンラインストレージサービスのサーバに同年９月頃、不正アクセスがあり、サーバ内に保管されていた個人情報を含むデータの一部が漏えいした可能性があることを発表した。同機関は、オンラインストレージサービスのぜい弱性を悪用したサイバー攻撃としている。

事例　重要インフラ等の機能に影響を及ぼしたサイバー攻撃事案

○　令和５年６月、住宅設備関連機器メーカーは、同社が運営するクラウドシステムのサーバが不正アクセスを受け、攻撃者がサーバのデータを破壊し、停止させた結果、クラウドサービスが停止したと発表した。このクラウドシステムを使用する全国約1,000のLPガス会社において、検針業務が行えなくなるなどの影響が生じた。

○　同年７月、名古屋港運協会は、名古屋港のコンテナターミナルにおけるコンテナの船積み・船卸や搬出入の作業等を一元的に管理するシステムがランサムウェアに感染し、同システムのサーバのデータが暗号化され、システム障害が発生したと発表した。これにより、同ターミナルにおけるコンテナの搬出入等が約３日間停止し、物流に大きな影響が生じた。

事例　ＤＤｏＳ攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害

○　令和５年２月から３月にかけて、政府機関や重要インフラ事業者等を含む複数の組織・団体等のウェブサイトにおいて閲覧障害が断続的に発生した。同じ頃、ＳＮＳ上に、親ロシア派ハッカー集団からの犯行をほのめかす投稿が確認された。

○　同年３月から６月にかけて、ＤＮＳ権威サーバを狙ったランダムサブドメイン攻撃によるとみられるウェブサイトの閲覧障害が断続的に発生した。ＤＮＳ権威サーバがサービス停止となることで、当該ＤＮＳ権威サーバに登録されているドメイン名のウェブサイトが閲覧不能となるところ、ＤＮＳ権威サーバによっては多数のドメイン名が登録されているため、多数のウェブサイトに閲覧障害が発生したものも確認された。

○　同年５月、政府機関が運営するウェブサイトに閲覧障害が発生し、同じ頃、ＳＮＳ上にハクティビストと思料されるアカウントからの犯行をほのめかす投稿が確認された。

○　同年８月、政府機関、自治体等が運営するウェブサイトにおいて閲覧障害が発生した。同じ頃、ＳＮＳ上に、ハクティビストのものと思われる複数のアカウントから、それらの犯行をほのめかす投稿が確認された。

○　同年10月以降、事業者等のウェブサイトで閲覧障害が発生したほか、小規模サービス事業者が運営するウェブサイトが書き換えられる事案が発生した。それらの発生と同じ頃、ＳＮＳ上に、反イスラエルを掲げるハクティビストのものと思われるアカウントから、それらの犯行をほのめかす投稿が確認された。

2　官民連携の推進及び実態解明

(1)　官民連携の推進

①　サイバーテロ対策協議会

警察では、各都道府県警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての都道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っている。





サイバーテロ対策協議会における共同対処訓練の様子（岐阜）

② サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

警察では、情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する全国約8,600（令和５年12月現在）の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うサイバーインテリジェンス情報共有ネットワークを構築している。このネットワークを通じて事業者等から提供された情報を集約し、これらの事業者等から提供された情報及びその他の情報を総合的に分析するとともに、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を実施している。

(2) サイバー攻撃の捜査・実態解明等に関する取組

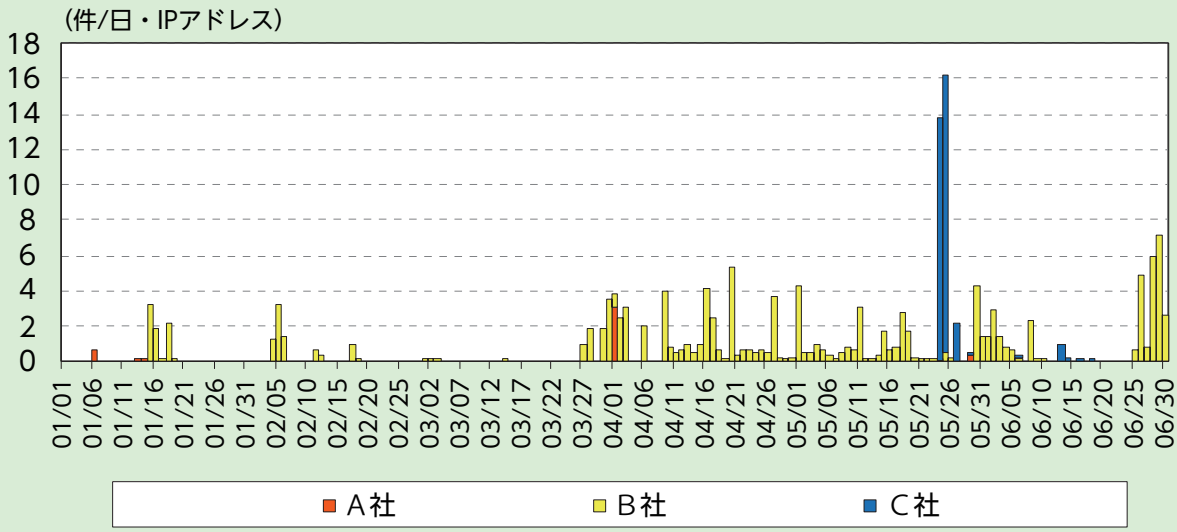
① サイバー攻撃の捜査・実態解明

警察では、違法行為に対する捜査を推進するとともに、サイバー攻撃を受けたコンピュータやサイバー攻撃に使用された不正プログラムを解析し、その結果や犯罪捜査の過程で得た情報等を総合的に分析するなどして、攻撃者及び手口に関する実態解明を進めている。

また、外国治安情報機関との情報交換を行うとともに、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）を通じるなどして、外国捜査機関との間で国際捜査協力を積極的に推進している。

そのほか、警察では、インターネット上で発生している各種事象の把握を目的として、インターネット上にセンサーを設置し、攻撃者が攻撃対象を探索する場合等に不特定多数のＩＰアドレスに対して無差別に送信される通信パケットを観測・分析している。

令和５年におけるＶＰＮ機器等のぜい弱性を狙ったと思われるアクセスの観測では、ぜい弱性の公開直後からごく短時間のみアクセスが観測されたものなど、ぜい弱性を有するＶＰＮ機器等の探索が目的と思われる複数種類のアクセスが断続的に観測された。



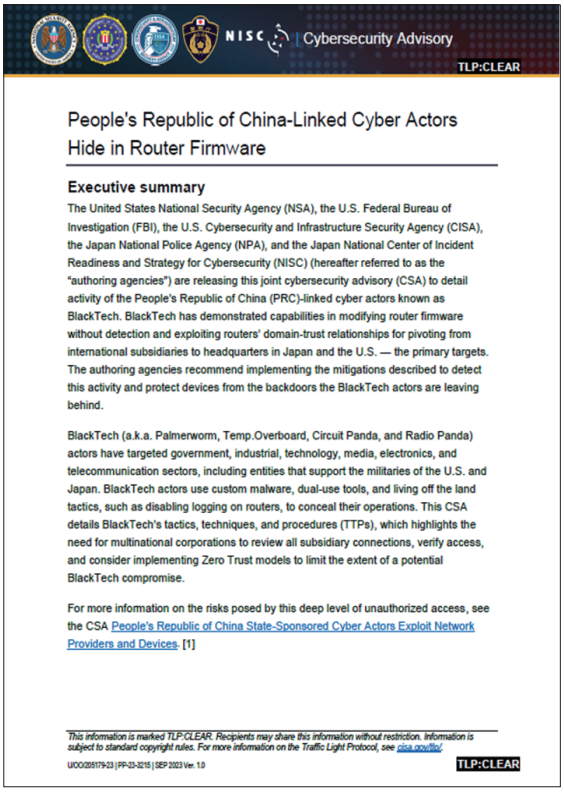
インターネット上のセンサーで検出されたA～C社のＶＰＮ機器等のぜい弱性を狙ったと思われるアクセス件数の推移の例

② パブリック・アトリビューション

中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechが、平成22年（2010年）頃から日本を含む東アジアと米国の政府機関や工業、科学技術、メディア、エレクトロニクス、電気通信分野の事業者を標的とし、情報窃取を目的としたサイバー攻撃を行っていることが確認された。

このことを受け、令和５年９月、警察庁は、内閣サイバーセキュリティセンター、米国のＮＳＡ、ＦＢＩ及びＣＩＳＡとともに、BlackTechによるサイバー攻撃に関する合同の注意喚起を実施した。

BlackTechによるサイバー攻撃の手口を公表し、標的となる可能性のある組織や事業者に、サイバー攻撃の被害拡大を防止するための適切なセキュリティ対策を講じることや、ネットワークの不審な通信を検知した際には所管省庁、警察、セキュリティ関係機関等へ速やかに情報提供することなどを呼び掛けた。



NISC | Cybersecurity Advisory

TLP:CLEAR

People's Republic of China-Linked Cyber Actors Hide in Router Firmware

Executive summary

The United States National Security Agency (NSA), the U.S. Federal Bureau of Investigation (FBI), the U.S. Cybersecurity and Infrastructure Security Agency (CISA), the Japan National Police Agency (NPA), and the Japan National Center of Incident Readiness and Strategy for Cybersecurity (NISC) (hereafter referred to as the "authoring agencies") are releasing this joint cybersecurity advisory (CSA) to detail activity of the People's Republic of China (PRC)-linked cyber actors known as BlackTech. BlackTech has demonstrated capabilities in modifying router firmware without detection and exploiting routers' domain-trust relationships for pivoting from international subsidiaries to headquarters in Japan and the U.S. — the primary targets. The authoring agencies recommend implementing the mitigations described to detect this activity and protect devices from the backdoors the BlackTech actors are leaving behind.

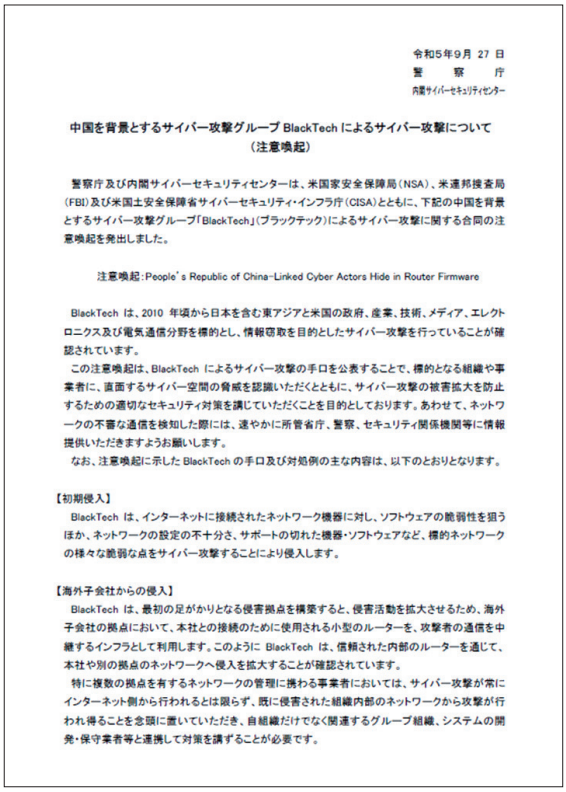
BlackTech (a.k.a. Palmerworm, Temp.Overboard, Circuit Panda, and Radio Panda) actors have targeted government, industrial, technology, media, electronics, and telecommunication sectors, including entities that support the militaries of the U.S. and Japan. BlackTech actors use custom malware, dual-use tools, and living off the land tactics, such as disabling logging on routers, to conceal their operations. This CSA details BlackTech's tactics, techniques, and procedures (TTPs), which highlights the need for multinational corporations to review all subsidiary connections, verify access, and consider implementing Zero Trust models to limit the extent of a potential BlackTech compromise.

For more information on the risks posed by this deep level of unauthorized access, see the CSA People's Republic of China State-Sponsored Cyber Actors Exploit Network Providers and Devices. [1]

This information is marked TLP:CLEAR. Recipients may share this information without restriction. Information is subject to standard copyright rules. For more information on the Traffic Light Protocol, see ncsc.go.jp/tlp/.

UIOO205179-23 | PP-23-3215 | SEP 2023 Ver. 1.0

TLP:CLEAR



令和5年9月 27 日
警　察　庁
内閣サイバーセキュリティセンター

中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃について
（注意喚起）

警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターは、米国家安全保障局（NSA）、米連邦捜査局（FBI）及び米国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラ庁（CISA）とともに、下記の中国を背景とするサイバー攻撃グループ「BlackTech」（ブラックテック）によるサイバー攻撃に関する合同の注意喚起を発出しました。

注意喚起：People's Republic of China-Linked Cyber Actors Hide in Router Firmware

BlackTech は、2010 年頃から日本を含む東アジアと米国の政府、産業、技術、メディア、エレクトロニクス及び電気通信分野を標的とし、情報窃取を目的としたサイバー攻撃を行っていることが確認されています。

この注意喚起は、BlackTech によるサイバー攻撃の手口を公表することで、標的となる組織や事業者に、直面するサイバー空間の脅威を認識いただくとともに、サイバー攻撃の被害拡大を防止するための適切なセキュリティ対策を講じていただくことを目的としております。あわせて、ネットワークの不審な通信を検知した際には、速やかに所管省庁、警察、セキュリティ関係機関等に情報提供いただきますようお願いします。

なお、注意喚起に示した BlackTech の手口及び対処例の主な内容は、以下のとおりとなります。

【初期侵入】

BlackTech は、インターネットに接続されたネットワーク機器に対し、ソフトウェアの脆弱性を狙うほか、ネットワークの設定の不十分さ、サポートの切れた機器・ソフトウェアなど、標的ネットワークの様々な脆弱な点をサイバー攻撃することにより侵入します。

【海外子会社からの侵入】

BlackTech は、最初の足がかりとなる侵害拠点を構築すると、侵害活動を拡大させるため、海外子会社の拠点において、本社との接続のために使用される小型のルーターを、攻撃者の通信を中継するインフラとして利用します。このように BlackTech は、信頼された内部のルーターを通じて、本社や別の拠点のネットワークへ侵入を拡大することが確認されています。

特に複数の拠点を有するネットワークの管理に携わる事業者においては、サイバー攻撃が常にインターネット側から行われるとは限らず、既に侵害された組織内部のネットワークから攻撃が行われ得ることを念頭に置いていただき、自組織だけでなく関連するグループ組織、システムの開発・保守業者等と連携して対策を講ずることが必要です。

中国を背景とするサイバー攻撃グループBlackTechによるサイバー攻撃についての
日米合同注意喚起（冒頭抜粋）（左）及び国内向けの注意喚起（冒頭抜粋）（右）

③ 各種注意喚起

ア 家庭用ルーターの不正利用に関する注意喚起

警察の捜査の過程で、家庭用ルーターがサイバー攻撃に悪用されており、従来の対策のみでは対応できないことが判明したことから、令和５年３月、警察庁及び警視庁において、複数の関係メーカーと協力し、注意喚起を実施した。

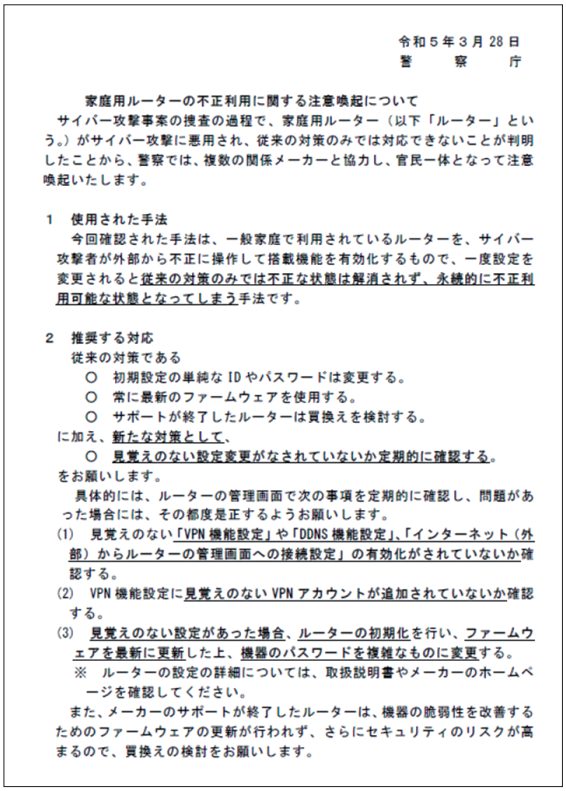
同注意喚起では、各家庭で所有するルーターについて、初期設定のＩＤ・パスワードの変

更や最新のソフトウェアへのアップデートなどのほか、見覚えのない設定変更がなされていないか確認するよう呼び掛けた。

イ　ＤＤｏＳ攻撃に関する注意喚起

令和５年５月、内閣サイバーセキュリティセンターと連名で、重要インフラ事業者等のウェブサイトへのＤＤｏＳ攻撃に関する注意喚起を実施した。

同注意喚起では、令和４年９月に発生した国内の政府関連や重要インフラ事業者等のウェブサイトに対する一連のＤＤｏＳ攻撃に関する分析結果を示しており、同事案で確認されたＤＤｏＳ攻撃の主な手口のほか、攻撃元のＩＰアドレスについて99％が海外に割り当てられたものであることなどを特徴として挙げている。また、こうした分析結果も踏まえ、ＤＤｏＳ攻撃への対策として、海外に割り当てられたＩＰアドレスからの通信の遮断、同一ＩＰアドレスからのアクセス回数の制限等のサーバ設定の見直しのほか、システムの重要度に基づく選別・分離、通報先・連絡先一覧作成等の事案発生時の対策マニュアルの策定等リスク低減に向けたセキュリティ対策の実施を呼び掛けた。



令和５年３月28日
警　　察　　庁

家庭用ルーターの不正利用に関する注意喚起について

サイバー攻撃事案の捜査の過程で、家庭用ルーター（以下「ルーター」という。）がサイバー攻撃に悪用され、従来の対策のみでは対応できないことが判明したことから、警察では、複数の関係メーカーと協力し、官民一体となって注意喚起いたします。

1　使用された手法

今回確認された手法は、一般家庭で利用されているルーターを、サイバー攻撃者が外部から不正に操作して搭載機能を有効化するもので、一度設定を変更されると従来の対策のみでは不正な状態は解消されず、永続的に不正利用可能な状態となってしまう手法です。

2　推奨する対応

従来の対策である

○　初期設定の単純なIDやパスワードは変更する。
○　常に最新のファームウェアを使用する。
○　サポートが終了したルーターは買換えを検討する。

に加え、新たな対策として、

○　見覚えのない設定変更がなされていないか定期的に確認する。

をお願いします。

具体的には、ルーターの管理画面で次の事項を定期的に確認し、問題があった場合には、その都度是正するようお願いします。

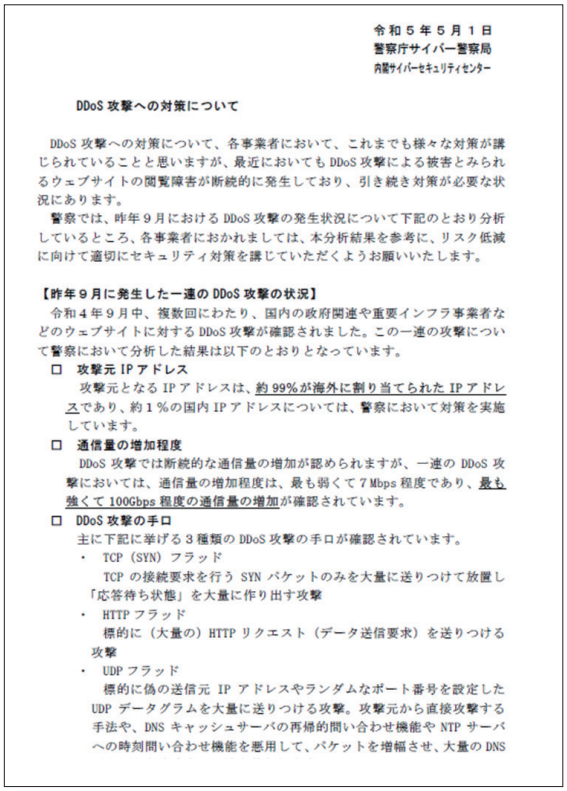
(1)　見覚えのない「VPN機能設定」や「DDNS機能設定」、「インターネット（外部）からルーターの管理画面への接続設定」の有効化がされていないか確認する。

(2)　VPN機能設定に見覚えのないVPNアカウントが追加されていないか確認する。

(3)　見覚えのない設定があった場合、ルーターの初期化を行い、ファームウェアを最新に更新した上、機器のパスワードを複雑なものに変更する。

※　ルーターの設定の詳細については、取扱説明書やメーカーのホームページを確認してください。

また、メーカーのサポートが終了したルーターは、機器の脆弱性を改善するためのファームウェアの更新が行われず、さらにセキュリティのリスクが高まるので、買換えの検討をお願いします。



令和５年５月１日
警察庁サイバー警察局
内閣サイバーセキュリティセンター

DDoS攻撃への対策について

DDoS攻撃への対策について、各事業者において、これまでも様々な対策が講じられていることと思いますが、最近においてもDDoS攻撃による被害とみられるウェブサイトの閲覧障害が断続的に発生しており、引き続き対策が必要な状況にあります。

警察では、昨年９月におけるDDoS攻撃の発生状況について下記のとおり分析しているところ、各事業者におかれましては、本分析結果を参考に、リスク低減に向けて適切にセキュリティ対策を講じていただくようお願いいたします。

【昨年９月に発生した一連のDDoS攻撃の状況】

令和４年９月中、複数回にわたり、国内の政府関連や重要インフラ事業者などのウェブサイトに対するDDoS攻撃が確認されました。この一連の攻撃について警察において分析した結果は以下のとおりとなっています。

□　攻撃元IPアドレス

攻撃元となるIPアドレスは、約99%が海外に割り当てられたIPアドレスであり、約１%の国内IPアドレスについては、警察において対策を実施しています。

□　通信量の増加程度

DDoS攻撃では断続的な通信量の増加が認められますが、一連のDDoS攻撃においては、通信量の増加程度は、最も弱くて７Mbps程度であり、最も強くて100Gbps程度の通信量の増加が確認されています。

□　DDoS攻撃の手口

主に下記に挙げる３種類のDDoS攻撃の手口が確認されています。

・　TCP（SYN）フラッド
　TCPの接続要求を行うSYNパケットのみを大量に送りつけて放置し「応答待ち状態」を大量に作り出す攻撃
・　HTTPフラッド
　標的に（大量の）HTTPリクエスト（データ送信要求）を送りつける攻撃
・　UDPフラッド
　標的に偽の送信元IPアドレスやランダムなポート番号を設定したUDPデータグラムを大量に送りつける攻撃。攻撃元から直接攻撃する手法や、DNSキャッシュサーバの再帰的問い合わせ機能やNTPサーバへの時刻問い合わせ機能を悪用して、パケットを増幅させ、大量のDNS

家庭用ルーターの不正利用に関する注意喚起（左）
及びＤＤｏＳ攻撃に関する注意喚起（冒頭抜粋）(右)

第6章 警備実施

1 警戒警備の強化

(1) 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなどし、警戒警備を強化している。

特に、原子力関連施設については、銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、ＮＢＣテロ注事案等への対処を行うため、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、爆発物処理用具、防護服、小型無人機対処資機材等を装備した原発特別警備部隊が24時間体制で警戒警備に当たっている。令和４年12月、警察、海上保安庁、防衛省・自衛隊、原子力規制庁、原子力事業者等で構成される原子力発電所等警備連絡会議を設置し、関係機関の連携を一層強化している。



首相官邸における警戒



原子力関連施設の警戒

(2) 雑踏警備

祭礼・花火大会等の恒例行事や、ハロウィーン等のイベントが開催される場合は、多数の人が集まることにより雑踏事故が発生するおそれがある。このため、警察では、あらかじめ行事やイベントの主催者や施設の管理者に対して、必要な安全対策をとるよう指導しているほか、主催者が存在しない場合は、行事やイベントにおいて多数の人が集まる場所を管轄する自治体に対して必要な働き掛けを行うなどしている。また、主催者や自治体と連携し、公共交通機関等に対し、事前広報の実施や誘導員の配置



鶴岡八幡宮初詣雑踏警備（１月、神奈川）

注　N(Nuclear：核)B(Biological：生物)C(Chemical：化学) 物質を使用したテロの略称

等について必要な協力を働き掛けるとともに、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立した上で、雑踏警備を行っている。

さらに、車両突入型テロの防止対策として、主催者や自治体と連携し、必要に応じて歩行者保護のための車両阻止資機材や警察車両を設置するなど、各種テロ対策を講じている。

(3) 小型無人機対策

警察では、小型無人機等飛行禁止法等を適切に運用するなど、小型無人機を悪用したテロ等の未然防止に努めている。具体的には、重要施設等の周辺において警戒を実施することにより不審者の発見に努めたり、操縦者が利用するおそれのあるビルや敷地等の管理者に対して、出入口の施錠の徹底を働き掛けたりするなどの対策を進めている。

また、飛行している小型無人機を早期に発見するため、小型無人機の位置を特定する検知器等も活用しつつ上空に対する警戒を行っているほか、違法に飛行している小型無人機を発見した場合には、対処資機材を用いるなどして、小型無人機による危害を防止することとしている。

さらに、令和２年の航空法の一部改正により、令和４年６月、無人航空機の登録が義務化されるとともに、リモートＩＤ機能[注]を備えるなどの無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じない無人航空機の飛行が原則として禁止された。警察では、令和３年12月、リモートＩＤ機能により送信された信号等に基づき現場で小型無人機等の所有者等を確認することができる「小型無人機等所有者情報等照会システム」の運用を開始し、重要施設等の警戒警備をはじめとする警察活動に活用している。

小型無人機の更なる普及や性能の向上を見据え、警察では、必要な資機材の整備、各種訓練の実施等により、小型無人機を悪用したテロ等への対処能力を向上させることとしている。

(4) ＮＢＣテロ対応専門部隊等

ＮＢＣテロ対応専門部隊は、北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡の９都道府県警察の機動隊等に設置されており、全国約200人の体制で、ＮＢＣテロ対策車、化学防護服、生物・化学剤検知器、放射線測定器等の高度な装備資機材が配備されている。また、その他の府県警察の機動隊等には、全国約400人の体制で、ＮＢＣテロ対策部隊を設置している。これらの部隊は、ＮＢＣテロ事案等が発生した場合に迅速に出動して、各種初動措置に当たることを任務としている。



ＮＢＣテロ対応専門部隊

注　無人航空機の登録記号を識別するための信号を、電波を利用して飛行中常時送信させ、当該電波を受信可能な通信端末機器を使用する者が当該無人航空機を識別することができるようにする機能

(5) 特殊部隊（ＳＡＴ）・銃器対策部隊

特殊部隊（ＳＡＴ）[注]は、北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄の８都道府県警察に設置されている。全国約300人の体制で、自動小銃、サブマシンガン、ライフル銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等が配備されており、ハイジャック、重要施設占拠等の重大テロ事件その他の銃器等使用の重大突発事案に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、被疑者を制圧・検挙することを任務としている。



ＳＡＴの訓練

銃器対策部隊は、各都道府県警察の機動隊等に設置されている。全国約2,100人の体制で、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾楯等が配備され、銃器等使用事案への対処を主たる任務とし、重大突発事案が発生した場合に、ＳＡＴが到着するまでの第一次的な対処に当たるとともに、ＳＡＴの到着後は、その支援に当たることとしている。



銃器対策部隊の訓練

(6) スカイ・マーシャルの運用

航空機のハイジャックを未然に防止し、また、ハイジャックが発生した際に航空機内での犯人の制圧・検挙を可能とするため、警察では、国土交通省や航空会社等と緊密に連携して、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。

(7) 国境離島警備体制の強化

警察では、国境離島への不法上陸事案等への対処能力の強化のため、令和２年４月、沖縄県警察に、自動小銃、ヘリコプター等の装備資機材を備えた専門の対処部隊である国境離島警備隊を設置した。国境離島をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、各種訓練の実施、装備資機材の整備、関係機関との緊密な連携の確保等を通じ、対処能力の一層の強化に努めている。



国境離島警備隊

注　Special Assault Teamの略

(8) 防衛省・自衛隊との連携

警察では、防衛省・自衛隊との間で、平素から緊密に情報交換を行うとともに、重大テロ事案等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年（2000年）以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結し、これに基づき、都道府県警察において自衛隊との共同訓練を実施しており、令和５年中は、実動訓練を31回、図上訓練を３回実施した。



自衛隊との共同実動訓練
（２月、福井）

また、平成24年６月、四国電力伊方原子力発電所の敷地を利用した共同実動訓練を実施して以降、各原子力発電所においても同様の訓練を実施している。

(9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態並びに緊急対処事態において、国民保護法[注]に基づき、「国家公安委員会・警察庁国民保護計画」に定める国民の保護のための措置を実施することとされており、その措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる、内閣官房及び各都道府県等が主催する国民保護訓練に積極的に参加し、住民避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施している。

警察では、こうした訓練のほか、都道府県及び市区町村の国民保護計画や市区町村における避難実施要領の作成・変更作業への参画を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、事態発生時における住民避難の要領等を習熟するよう努めている。





国民保護共同実動・図上訓練
（１月、三重）

注　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

2 警衛・警護

(1) 警衛

警察では、警衛の実施に当たっては、皇室と国民との間の親和を妨げることのないよう配意しつつ、天皇陛下や上皇陛下、皇族方の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図ることとしている。

令和５年中、天皇皇后両陛下は、第73回全国植樹祭御臨場（６月：岩手県）、第42回全国豊かな海づくり大会御臨席（９月：北海道）、特別国民体育大会御臨場（10月：鹿児島県）、第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭御臨場（10月：石川県）等のため、行幸啓になった。

秋篠宮皇嗣同妃両殿下は、第34回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（６月：福岡県）、令和５年度全国高等学校総合体育大会御臨席（７月：北海道）、第47回全国高等学校総合文化祭「2023かごしま総文」御臨席（７月：鹿児島県）、特別全国障害者スポーツ大会御臨席（10月：鹿児島県）、第46回全国育樹祭御臨席（11月：茨城県）等のため、お成りになった。

また、海外へは、天皇皇后両陛下がインドネシア（６月）へ、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が英国（６月）及びベトナム（９月）へそれぞれ御訪問になった。



第73回全国植樹祭御臨場に伴う警衛
（６月、岩手）



第42回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛
（９月、北海道）



特別国民体育大会御臨場に伴う警衛
（10月、鹿児島）



第38回国民文化祭及び第23回全国障害者
芸術・文化祭御臨場に伴う警衛（10月、石川）

(2) 警護

① 更なる警護の強化に向けた取組

令和４年７月、奈良県奈良市において、警護対象者である安倍元首相が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事件が発生した。



主催者による手荷物検査の実施
（４月、大分）

警察庁では、警察による警護を実施していたにもかかわらず警護対象者の生命を守ることができなかったことを極めて重く受け止め、警察庁次長を長とする「検証・見直しチーム」を立ち上げ、同警護の問題点を明らかにする検証を行うとともに、検証の結果を踏まえて、今後講じるべき具体的な対策を検討した。検証・見直しに当たっては、国家公安委員会に経過を報告し、同委員会における議論を踏まえながら、「検証・見直し報告書」を取りまとめるとともに、新たな警護要則を制定し、警護における警察庁の関与を強化することとした。

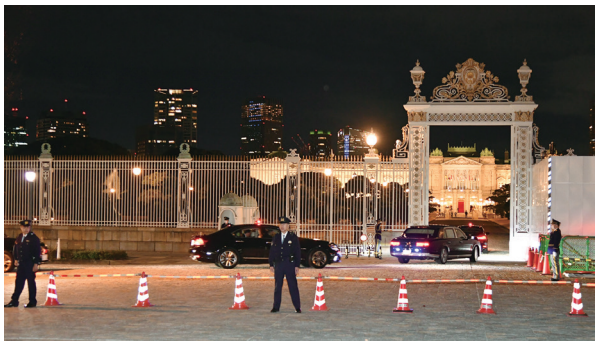
そのような中、令和５年４月、和歌山県和歌山市において、演説を予定していた岸田首相に向けて、警護が実施されている中で爆発物が投てきされ、その後、当該爆発物が爆発する事件が発生し、岸田首相のみならず聴衆を危険にさらす重大な事態となった。

警察庁では、警護の実施に至る和歌山県警察の対応のみならず、和歌山県警察の警護計画案に対する警察庁の審査の在り方を含めて事実関係を確認し、その分析・評価を行うとともに、警護に関する課題及びその解決策を検討し警護対象者及び聴衆の更なる安全確保に向けた取組を示した報告書を取りまとめた。

警察では、これらの報告書で示した取組を実施するほか、引き続き、警護対象者等との更なる連携や、警護についての国民の理解と協力を得るための取組を進めるとともに、警護の実施状況や情勢の変化等を踏まえつつ、警護の不断の見直しに努め、警護に万全を期することとしている。

② 令和５年中の主な警護

令和５年中、３月に尹錫悦・韓国大統領が来日したほか、５月のＧ７広島サミットや12月の日本ＡＳＥＡＮ友好協力50周年特別首脳会議に出席するため、数多くの外国要人が来日したところ、警察では、所要の警護を実施した。



日本ＡＳＥＡＮ友好協力50周年特別首脳会議における警備（12月、東京）

また、令和５年中は、岸田首相のＡＳＥＡＮ関連首脳会議及びＧ20ニューデリー・サミット出席等に伴うインドネシア及びインド訪問（９月）、第78回国連総会出席に伴う米国訪問（９月）等において、関係国の警察当局と緊密に連携して警護を実施した。

第7章 災害

1 大規模災害への備え

警察では、気候変動の影響により激甚化・頻発化している風水害・土砂災害、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの大規模地震・津波や火山災害等の大規模災害に的確に対処できるよう、過去の大規模災害を踏まえて従前の取組内容を不断に見直し、平素の業務における危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進するとともに、先端技術も積極的に取り入れるなどして、災害対処能力の更なる向上に努めている。

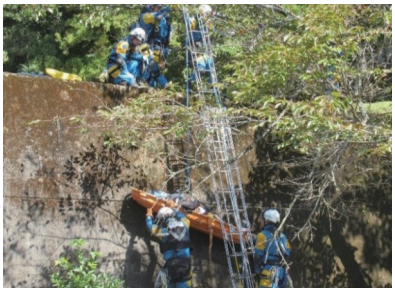
(1) 即応能力の強化

平成23年（2011年）３月の東日本大震災[注]では、津波や原子力災害等に対応するため、全国警察から長期間にわたり大規模な部隊派遣を行った。この経験を踏まえ、平成24年５月、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊の体制を最大１万人体制まで拡充するとともに、災害の種類や規模を問わず、幅広く対応できる体制を構築するため、災害対応が長期化する場合に派遣する一般部隊を新たに設置し、両部隊からなる警察災害派遣隊を新設した。



警察災害派遣隊の構成

また、極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において活動する部隊である特別救助班（Ｐ－ＲＥＸ）を、平成29年３月に４府県警察の広域緊急援助隊に新たに設置し、現在は16都道府県警察約240人体制で運用している。



特別救助班の訓練

注　平成23年３月11日午後２時46分に発生した、三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」

(2) 災害対処能力の向上



可変式ユニットを活用した訓練

警察では、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練、陸上自衛隊、ＤＭＡＴ[注]等の関係機関・団体との広域緊急援助隊合同訓練等を実施しているほか、各種装備資機材の整備を進めている。また、警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備しており、平成28年には近畿管区警察局災害警備訓練施設、平成30年には警視庁・東日本災害警備訓練施設の運用をそれぞれ開始した。警察では、両施設を積極的に活用した訓練を実施している。

(3) 警察用航空機（ヘリコプター）の活用



警察用航空機による救出救助

警察では、ヘリコプターテレビシステムやホイスト救助装置等の様々な資機材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、大規模災害発生時には、警察用航空機を被災地に派遣し、被災状況の情報収集、被災者等の救出救助、行方不明者の捜索活動等を実施している。

また、大規模災害をはじめとする緊急事態等への対処を念頭に、警察用航空機の操縦士及び整備士を計画的に養成するなど、警察用航空機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。

(4) 小型無人機の活用



小型無人機による被災状況の撮影

警察では、災害警備活動において、小型無人機を飛行させて上空から映像を撮影し、リアルタイムで首相官邸等に送信するとともに、情報収集や救出救助に活用している。

また、警察用航空機と小型無人機の連携運用のための技術について研究機関等と協力して研究開発を行うなど、的確な災害対処等に資する小型無人機の運用能力の更なる向上に向けた取組を推進している。

注　Disaster Medical Assistance Teamの略称。医師、看護師等で構築され、大規模災害時の現場において活動するための専門的な訓練を受けた医療チーム

2　自然災害の発生状況と警察活動

(1)　地震による被害

令和５年中は、震度５強以上の地震が３回発生した。

このうち、主な警察活動については、次のとおりである。

①　石川県能登地方を震源とする地震の概要

同年５月５日午後２時42分頃、石川県能登地方の深さ12キロメートルを震源とするマグニチュード6.5(暫定値）の地震が発生し、石川県珠洲(すず)市で震度６強を観測した。この地震により死者１人等の被害が発生した。注

②　警察活動

石川県警察をはじめとする関係県警察では、被災状況の情報収集、安否確認、移動交番車を活用した被災地域の警戒警ら活動等を実施した。



安否確認状況（石川）



避難所における移動交番の設置（石川）

令和６年能登半島地震

令和６年１月１日午後４時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度７の地震により、数多くの建物倒壊や大規模な土砂崩れ・火災等が発生し、甚大な被害がもたらされた。

発災直後から警察では、広域緊急援助隊、ヘリコプター等を石川県警察に全国から特別派遣し、消防、自衛隊等の関係機関と連携して、倒壊家屋内からの救出救助活動、焼失地域における捜索活動等を行った。また、災害復旧等に関係する車両を優先する交通規制を実施するとともに、被災者の不安解消を図るため、被災地のパトロールを強化したほか、避難所における相談対応・防犯指導や、避難所や被災地の街頭に防犯カメラを設置するなど、被災者・被災地の安全・安心の確保のための各種警察活動を展開した。



ヘリコプターから
孤立集落に降下する救助隊員

事例

１月12日午後２時頃、兵庫県警察広域警察航空隊及び宮崎県警察広域緊急援助隊は、土砂崩落等のため道路交通によるアクセスが困難となった孤立集落にヘリコプターで赴き、上空から救助隊員が降下して集落内を確認し、救助を求めた３人の住民をホイスト装置によりヘリコプターに収容して無事救出した。

注　「2　自然災害の発生状況と警察活動」における人的被害の数については、消防庁まとめ。

⑵　大雨による被害

令和５年中も大雨により、各地で大きな被害が発生した。

このうち、主な警察活動は、次のとおりである。

①　令和５年梅雨前線による大雨の概要

令和５年６月28日から７月６日にかけて、梅雨前線等の影響により、沖縄地方を除き、全国的に大雨となり、７月７日から同月10日にかけて、九州北部地方や中国地方を中心に大雨となった。

これらの大雨等により死者13人等の被害が発生した。

②　警察活動

管轄区域内で被害が発生した関係県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。



合同調整所[注]の状況（大分）



行方不明者の捜索状況（大分）

⑶　台風による被害

令和５年中は、17個の台風が発生し、各地で大きな被害が発生した。

このうち、主な警察活動は、次のとおりである。

①　台風第２号等の概要

令和５年６月１日から同月３日にかけて、梅雨前線及び台風第２号の影響により、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となった。特に、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県及び静岡県で線状降水帯が発生し、死者６人等の被害が発生した。



車内に取り残された被災者の救出救助（埼玉）

注　救出救助活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において、部隊間で情報共有・活動調整及び相互協力を行うもの。

② 台風第13号の概要

令和５年９月８日から同月９日にかけて台風第13号の影響により、関東甲信地方や東北地方の太平洋側で大雨となった。特に、東京都（伊豆諸島）、千葉県、茨城県及び福島県で線状降水帯が発生し、死者３人等の被害が発生した。

③ 警察活動

管轄区域内で被害が発生した関係都県警察では、被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施した。



行方不明者の捜索（茨城）

MEMO 救出救助能力向上のための装備資機材の充実強化

近年、気候変動の影響により、豪雨等の気象災害が激甚化・頻発化し、土砂災害、冠水被害等が多発していることから、警察庁では「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」[注1]も踏まえ、サーフェスドライスーツ[注2]、水難救助セット等の警察官の安全確保に資する装備資機材やベルトコンベアーやバックホウ[注3]等の効果的な救出救助のための装備資機材を更新・整備するなど、災害救助能力向上のための装備資機材の充実強化を図っている。



バックホウ



サーフェスドライスーツ

注１　令和２年12月11日閣議決定。「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」等の分野について、取組の更なる加速化・深化を図るため、令和３年度から７年度までの５か年で実施することとされた。

注２　水面又は雨天・荒天時における活動の際に、体温の保持、外傷の防止等、隊員の身体を保護するために着用する資機材

注３　アーム先端のバケットで土砂を手前にすくい取る土木建設機械の一種

焦点

第294号・令和５年版
令和６年３月発行